

第八回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和二十五年七月十九日(水曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 早稲田勝之助君 理事 田中 繼之進君
浅香 忠雄君 有田 二郎君
鹿野 彦吉君 川野 芳滿君
佐久間 徹君 高間 松吉君
田中 啓一君 吉米地英俊君
中野 武雄君 西村 直巳君
宮崎 靖君 武藤 嘉一君
宮腰 喜助君 中崎 敏君
高田 富之君 竹村奈良二君
羽田野次郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官 森永貞一郎君
(大蔵官房長)
大蔵事務官 吉田 晴二君
(管財局長)
大蔵事務官 舟山 正吉君
(銀行局長)
大蔵事務官 正示啓次郎君
(國稅庁總務部長)

委員外の出席者

大蔵事務官 阿部 達一君
(清算室長)
大蔵事務官 辻畑 泰輔君
(船舶公団清算人)
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

七月十八日

委員高田富之君辞任につき、その補

第一類第六号

大蔵委員会議録第三号 昭和二十五年七月十九日

欠として川上貫一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員川上貫一君辞任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

七月十七日

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

同月十九日 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

最近の財政及び金融状況に関する説明聴取

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

本日より付託議案の審議に入りたいと存じます。去る十七日日本委員会に付託されました船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案を議題として、まず政府当局より提案の趣旨説明を聴取いたします。西川事務次官。

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律

(共有持分の処理等) 第一條 大蔵大臣は、船舶公団の清

算事務の終了を促進するため必要があるときは、船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基く持分(以下共有持分という。)其の他の権利義務を国に引き継ぐことができる。

2 国は、前項の規定により船舶公団の共有契約に基く権利義務を引き継いだときは、その引継の日に於いて船舶公団の復興金融庫に對する債務を引き受けるものとする。

3 前項の規定により国が船舶公団の復興金融庫に對する債務を引き受けたときは、復興金融庫は、当該債務の金額に相當する金額の資本の減少を行うものとし、これにより国は、復興金融庫に對する当該債務の弁済をしたものとみなす。

4 第一項の規定により国が船舶公団の共有契約に基く権利義務を引き継いだ場合において、その引き継いだ共有持分の価額が第二項の規定により引き受けた船舶公団の復興金融庫に對する債務の金額をこえるときは、船舶公団は、そのこえる金額に相當する金額の資本の減少を行うものとする。

5 前項の基本金の減少のための定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けて行うものとし、当該定款の変更をしたときは、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

○西川政府委員 提案の理由を説明申し上げます。船舶公団は、本年四月一日をもって解散いたしました。目下清算中でございますが、本年九月三十日まで清算を終了しなければならぬことになっております。しこうして船舶公団は、他の船舶所有者との共有契約によりまして、船舶を共有しておるものであります。この公団の持分は共有者たるこの船舶所有者が、十箇年以内に買い取ればよいことになつておるのでございます。しかしながら現在の海運界の現状では、船舶所有者が公団の持分をただちに買い取ることには困難でございます。その処分は長期間にわたることが予想せられ、従つてその期間中には、船舶公団の清算は終了しないことになるのであります。以上申し上げましたところの理由によりまして、船舶公団の他の船舶所有者と共有する船舶公団の持分を国に引き継ぐことによりまして、船舶公団の清算を短期間に終了させるとともに、船舶公団の復興金融庫に對するとこ

(船舶公団法の廃止) 第二條 船舶公団法(昭和二十二年法律第五十二号)は、廃止する。

但し、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用及び船舶公団の清算に關しては、同法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 提案の理由を説明申し上げます。船舶公団は、本年四月一日をもって解散いたしました。目下清算中でございますが、本年九月三十日まで清算を終了しなければならぬことになっております。しこうして船舶公団は、他の船舶所有者との共有契約によりまして、船舶を共有しておるものであります。この公団の持分は共有者たるこの船舶所有者が、十箇年以内に買い取ればよいことになつておるのでございます。しかしながら現在の海運界の現状では、船舶所有者が公団の持分をただちに買い取ることには困難でございます。その処分は長期間にわたることが予想せられ、従つてその期間中には、船舶公団の清算は終了しないことになるのであります。以上申し上げましたところの理由によりまして、船舶公団の他の船舶所有者と共有する船舶公団の持分を国に引き継ぐことによりまして、船舶公団の清算を短期間に終了させるとともに、船舶公団の復興金融庫に對するとこ

ろの債務の弁済、並びに国の復興金融庫及び船舶公団に對する出資の減少につきまして、特別の措置を講ずる必要があるのでございます。これがこの法律案を提出する理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○夏堀委員長 これより質疑に入ります。

○宮崎委員 議事進行についてちよつと申し上げますが、速記をとめていただきますかと思ひます。

○夏堀委員長 それではちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○夏堀委員長 速記を始めてください。これより質疑に入ります。

○奥村委員 ただいま提案の御説明がありましたが、この船舶公団の処理についての復金債務の処理、それから政府出資の減少について、もう少し数字についてこまかく御説明願ひたい。御配付になりました資料の貸借対照表に基いて、御説明をしていただきたいと思ひます。

○阿部説明員 御説明申し上げます。先般お手元にお届けいたしました一枚刷りの表がございしますが、船舶の持分につきましては、ここに書いてございす通りの数字でございす。そもそも船舶公団の共有持分、いわゆる乗出しというか、共有を開始いたしましたときの船舶が、百三十五億三百二十三

の債務の弁済、並びに国の復興金融庫及び船舶公団に對する出資の減少につきまして、特別の措置を講ずる必要があるのでございます。これがこの法律案を提出する理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

万七百二十六円八十七銭でございます。それで、それに十三億一千七万五千九百三十五円四銭というものが償却されまして、本年の三月三十一日に百二十一億九千三百万円、かように相なつておる次第でございます。この現在残つておる百二十一億九千三百万円の共有持分の価格に對しまして、公団といつたしましては復興金融公庫に七十億七千八百万円の長期借入金をして、この当初の建造の際におきまして、復興金融公庫から借入れました船舶についての借入金総額と、その後の償却いたしまして、現在その船についての復興金融公庫からの借入金額というものが、別表として差上げてあるはずでございます。ただいままでお手元に差出してありますのは、共有契約案と、貸借対照表、一般会計と工廠資材であります。それと船舶の内訳の表と、ただいま申しました復興金融公庫からの借入金の明細書、そのようにお手元に差上げておるのであります。以上でよろしゅうございませうか。

○小山委員 ただいまの説明でまだよくわからないのであります。この債務の引継ぎをする場合には、どの債務が引継がれるかというところは、この法律あるいはどこかに出ておるものであります。ただ艦艇においてこれだけの債務を引継ぐということは書いてあるけれども、どの債務を引継ぐかは、これはおそろく法律上の問題はあろうかと思ひますが、艦艇的に債務を引継ぐというふうな契約なんというものはあり得ないと思ひます。どの債務をどういふように引継ぐかということ、は、法律のどこに書いてあります。

○阿部説明員 お答えいたします。法律の面には金額をうたつておりません。御指摘の通りでございます。それはその当初、償却の引当に相なります部分と申しますのは、本年の三月までは、船舶運管会に使用されておりました。そこで船舶の建造をいたしまして、船舶は決定いたしましたし、その諸経費、金利償却を見込みました船舶料が決定されまして、その上で支拂われて参ることになりますので、最近やつと全体の船につきまして、船舶の決定が最終案まで済んだというふうな状態でございます。なおそのために使用料の関係につきましては、まだ清算が済んでおりませんので、ただだけが償却せられるかということも、確定いたしておりません。それから、金額をばつきりうたうわけには参らなかつたのであります。大体の見当をいたしましては、艦艇価格にいたしまして、百二十一億という見当がついておつたわけでございますが、それを数字としてうたうことのできません。ただ、これは、ただいま申し上げましたような事情であります。この法律の引継ぎの建前をいたしましては、いわば債務の引継ぎと申しますより、船舶の持分を国が買ひ取るといふふうにお考えいただきまして、これによつて船舶公団の清算というものを結了せしめてしまふ。こういう建前が基本になつておりまして、ただその買ひ取りましたと申しますか、その船舶の支拂ひ方法を、復金に對します借入金の肩がわりを公団に出しておりました出資金の減資という形において、決済いたすという趣旨の法律でございます。

○小山委員 趣旨はそれでわかりましたけれども、ここにはどういふふうにするかという数字が出ておつて、しかもこの公式には、どういふふうにするかという数字は、どういふふうにするか、財産が処分されるというところは、どこにも載つていない。そうすると議院と政府との立場においてはどういふふうになるのか、それをお伺いいたします。

○阿部説明員 これを公団より国家が引取ります場合は、この船舶の共有持分は、公団と船主との間の共有契約によりまして所有いたしておるわけでありまして、国が共有契約の当事者になりますという点と、それからただいま申し上げました共有契約を、国が引取りますそのための対価を支拂わなければならぬ。その関係になります。これを国が引継ぎましてから後は、国が船主と共有者としての権利義務を行使しなければならぬということになります。これにつきましては、法律案をいたしまして買ひ取ると申しますか、債務を負担するといふ点で法律にいたしたことが、これにつきまして復金の借入金の肩がわりと、それから出資金の減資といふことによりまして、国の経費と申しますか、予算の点につきましても、御承認をあらわしていただく、かように考えております。

○小山委員 私の質問の趣旨は、こういうことなんです。つまり船舶の共有持分を政府の所管に移す。移りました場合には、将来船主はこの持分を十年間以内に買ひ取るといふことは、依然として残るであらうと思ふのであります。が、その場合に政府に移つただけの持分が、はたしてその同額だけ船主が買ひ取らなければならぬか、どうか、どうかというところであります。つまりそれをもう一つ裏から言いますと、政府が引受けるべき債務あるいは債権といふものは、それだけの価値のあるものかどうか。そういうことから出発して行きませんか。法律には数字は書いてない。それからその財産なり債務はそれだけの値打があるのか。債務はむしろ引受けるのでありますから、その通りの債務が減少されるのであります。しかしその引受けたところの共有の持分は、将来船主が買ひ取る場合に、これより安い値段にしか売れないような持分であるといふような事態に立至るおそれはないのか、こういうことを聞いておるわけでありませう。

○阿部説明員 お答えいたします。それはお手元に差上げております共有契約の裏面にございまして、これは共有契約そのものが国家使用の場合と、船舶運管会の運管いたしました場合と、本年の四月一日以降のごとく完全自営になりました場合と三つあるわけでございますが、裏にございましてのが、完全自営になりました場合が書いてございまして、一般的に申しまして、表の方の第十二條でございまして、これにいつても買ひ取ることができることになつておまして、この場合の買取価格は帳簿価額になつております。でございますから、償却いたされておきませんといふことは償却額、それから金利の支拂ひが延滞した額でなければ買ひ取れないということになつております。なおこれを乙にいわゆる船主が買ひ取らせん場合に於いて、十年経過いたしました場合であり

○阿部説明員 お答えいたします。それはお手元に差上げております共有契約の裏面にございまして、これは共有契約そのものが国家使用の場合と、船舶運管会の運管いたしました場合と、本年の四月一日以降のごとく完全自営になりました場合と三つあるわけでございますが、裏にございましてのが、完全自営になりました場合が書いてございまして、一般的に申しまして、表の方の第十二條でございまして、これにいつても買ひ取ることができることになつておまして、この場合の買取価格は帳簿価額になつております。でございますから、償却いたされておきませんといふことは償却額、それから金利の支拂ひが延滞した額でなければ買ひ取れないということになつております。なおこれを乙にいわゆる船主が買ひ取らせん場合に於いて、十年経過いたしました場合であり

○阿部説明員 ただいまお手元に差出してあります数字は、三月三十一日のバランスによりましたものであります。その後の復金の借入金の返済等が行われて参りますれば、国が引取ります額はこれよりもやや下まわることではないかということが考えられます。

○小山委員 そういたしますと復金に對する政府の出資金もこの数字とは違ふ、あるいは船舶公団に對する出資の減少もこの数字とは違ふといふことになつて来ると、非常に不確定な金額を對象に置いて審議することになります。が、それとも、それは不確定でもいい、といふような根拠でもありませんか。

○阿部説明員 趣旨はそれでわかりましたけれども、ここにはどういふふうにするかという数字が出ておつて、しかもこの公式には、どういふふうにするか、財産が処分されるというところは、どこにも載つていない。そうすると議院と政府との立場においてはどういふふうになるのか、それをお伺いいたします。

○阿部説明員 これを公団より国家が引取ります場合は、この船舶の共有持分は、公団と船主との間の共有契約によりまして所有いたしておるわけでありまして、国が共有契約の当事者になりますという点と、それからただいま申し上げました共有契約を、国が引取りますそのための対価を支拂わなければならぬ。その関係になります。これを国が引継ぎましてから後は、国が船主と共有者としての権利義務を行使しなければならぬということになります。これにつきましては、法律案をいたしまして買ひ取ると申しますか、債務を負担するといふ点で法律にいたしたことが、これにつきまして復金の借入金の肩がわりと、それから出資金の減資といふことによりまして、国の経費と申しますか、予算の点につきましても、御承認をあらわしていただく、かように考えております。

○小山委員 私の質問の趣旨は、こういうことなんです。つまり船舶の共有持分を政府の所管に移す。移りました場合には、将来船主はこの持分を十年間以内に買ひ取るといふことは、依然として残るであらうと思ふのであります。が、その場合に政府に移つただけの持分が、はたしてその同額だけ船主が買ひ取らなければならぬか、どうか、どうかというところであります。つまりそれをもう一つ裏から言いますと、政府が引受けるべき債務あるいは債権といふものは、それだけの価値のあるものかどうか。そういうことから出発して行きませんか。法律には数字は書いてない。それからその財産なり債務はそれだけの値打があるのか。債務はむしろ引受けるのでありますから、その通りの債務が減少されるのであります。しかしその引受けたところの共有の持分は、将来船主が買ひ取る場合に、これより安い値段にしか売れないような持分であるといふような事態に立至るおそれはないのか、こういうことを聞いておるわけでありませう。

○阿部説明員 お答えいたします。それはお手元に差上げております共有契約の裏面にございまして、これは共有契約そのものが国家使用の場合と、船舶運管会の運管いたしました場合と、本年の四月一日以降のごとく完全自営になりました場合と三つあるわけでございますが、裏にございましてのが、完全自営になりました場合が書いてございまして、一般的に申しまして、表の方の第十二條でございまして、これにいつても買ひ取ることができることになつておまして、この場合の買取価格は帳簿価額になつております。でございますから、償却いたされておきませんといふことは償却額、それから金利の支拂ひが延滞した額でなければ買ひ取れないということになつております。なおこれを乙にいわゆる船主が買ひ取らせん場合に於いて、十年経過いたしました場合であり

○阿部説明員 お手元に差上げました数字から、現在のところ復興金融庫に對する借入金の返済は、たしか一億七千ほど行つたかと思つておりますが、大體現在のところはそれで打ち切りまして、そこで金額は確定するものと考えております。

○小山委員 つまり不確定と申しますが、そういう確定しないような状態で、この法律を審議しても何ら弊害は起らないのかということなのです。

○阿部説明員 一応御審議をいただきます場合におきまして二つの面がございます。一、國が引取ります部分がございます。二、ある意味におきまして危険負担がふえるということが考えられるのであります。また反面、この引取額によりましては復興金融庫の整理が進捗し、また國の支出の回收ができるという面と、競合いたすことにならうと思つてございまして、まず復金の整理ということはこの二つの次としたしまして、國の出資の回收ということにつきまして、一応持分の額が私どもが予想いたしておりますよりも、多少でも減少いたした方が好ましいのではないかと考へております。

数字が不確定だといふ点のおしかりでございますが、これは最初御説明いたしましたように、当初におきまして償却引当て等の額がやや不定でございまして、はつきりした数字を法律にうたうということができなかったものでございまして、この点は先ほどの説明で御了承いただきたいと思ひます。

なお蛇足かと存じますが、國に引取りました残りの基本金に對します引当の資産関係でございますが、これは現預金と未收船舶、それから造船費

材代等で十分まかなえる見通しを持っております。

○小山委員 この引継ぎの日は何日の予定でありますか。

○阿部説明員 引継ぎにつきましては、船舶公團の方から國に引継ぎますための事務の整理と申しますか、その進捗状況と、それから國の受入れ態勢を準備いたさねばなりませんので、できるだけ早い機会に引取りたいと思つておりますが、準備の都合等で十月一日になるのではないかと考へております。一、船舶公團の清算を九月末で打ち切つて参りたいと思つております。船舶公團といたしましてはこの持分以外は、大體九月末の打ち切りで大した残も残さないで済むのではないと思つて残すので、おそろもそのころにはいたしたいと思つております。

○興村委員 船舶共有契約の共有の開始の日はいつでありますか。それから甲乙の持分はどういう比率でどういう内容でありますか。

○阿部説明員 お答えいたします。船舶共有の開始の日時は、船舶の建造ができ上りまして検査をいたしまして、その日において契約を結びまして、開始の日と場所を決定いたしております。それから持分は、比率は金額で表示してございまして、公團が七割持つておるのが多い方でございまして、それから半々の場合あるいは四分六と、各船舶の場合等におきましては、相当にまかなパーセンテージの差異を持つております。

○興村委員 それではこの貸借対照表にある船舶の数字は、すでに共有契約のできた分であるということになる

と思ひますが、そこでなおお尋ねいたします。貸借対照表のこの百二十一億なるものは、公團の持分である。これを政府が引継ぐということになるわけでありまして、今度これに對して共有契約をもつて、乙、すなわち船主が負担しておる分は金額において大體どのくらいであるか。それからこれは現金で出資されておるのであるか。どういふ形になつておるかお伺ひいたします。

○阿部説明員 お答えいたします。船主の持分は約八十億でございます。そのうち船主が復興金融庫から借り受けておりますのが、十三億七千万円であつたと思ひます。それから出資の關係は造船所への支拂いと現金の形になつております。ただ一部公團の支出におきましては、造船類は公團が別に発注いたしまして、その造船を造船所に交付いたしましてつくらせる。ですから造船所に対しては造船類等の官給と申しますか、公給になつております分はもちろ引くことになつております。そのかわりその製作費は他のメーカーに支拂つておるといふ形になつております。

○宮崎委員 今後の審議にあたりまして非常に丁寧な資料をいただきました。提案理由の御説明とともにあわせである程度はつきりするわけでありまして、愚問を一つ二ついたしました。なお簡単な資料がほしいのであります。それはここにあります定款の写しでありまして、この定款の写しは前にたしかいたしまして、探せばあるはずであります。ぜひこの際ひとつ写しをいただきたいと思ひます。

それから第一條の四項の關係であり

ますが、この四項の關係で、公團の基本金を減少するといふ規定がありますけれども、この四項の處理によりまして、御提示になりました貸借対照表を拜見いたしますと、基本金を減少せしむる手続上若干の疑義がある。實際問題としてどういふふうな方法でもつて、基本金を減少するののか。復金債との相殺的な行いは簡単にできるわけでありまして、基本金を減少するといふ手続が、どういふ關係で行われるのであるか。この点事務的な問題であります。御説明をいただきましたので、どうも基本金を減少するといふことは、ないではないかと思つております。復金債を引継いでも、あるいはそれに対する財産権を失うといふようなこととあわせまして、この貸借対照表の上から勘案いたしますと、四項の手続はしく簡単にできないものではないかと思つております。實際にどういふふうにおやりくださるのですか。事務的に恐縮であります。ちよつと御説明をいただきたいと思つております。

○阿部説明員 お答えいたします。減資の關係につきましては船舶公團に對する問題、それから復興金融庫に對する問題と二つありまして、予算的にいかなる方法によるかという問題につきましては、現在主計、銀行局で研究中でございまして、今この方法によるということをお答えいたしかねます。

○宮崎委員 御研究もよりけつこうであります。一、基本金を減らさなければならぬといふ方法にはなりたくないのだと思つております。復興金融庫の債務の關係はよくわかる

のであります。基本金をかりに共有持分の五〇％をこちらに引継いだとするならば、それに對しますものは單純に公團の債権の消滅として取扱うのか、あるいはそれに對します何らかの債権として、保有して参るといふことになりまして、貸借対照表の上の資産構成は、内容は別といたしまして、一向基本金を修正する必要がないといふのが、常識的な考え方でありまして、しかしながら持分を承継して、いわゆる混同による消滅だといふような考え方から基本金を減とするならば、一応考えられない筋もないのであります。混同により消滅といふような手続をいたしますと、一種の國の債権の放棄といふ形になつて現われて来るのではないかと。この点實際の方法としては、まだ御研究の余地があると思ひますが、大體の方針をひとつお示しいただければつこうであります。

○阿部説明員 お答えいたします。あるいはお答えいたしますことが、びつたり当りますかどうかを心配いたしますが、御指摘のように、ただちに五十一億といふものを減資しなくてもいいのじやないかという考え方もできるわけでありまして、そのかわりに公團の清算を全部済ました場合に、國として五十六億九千七百万円の出資金の回收をいたします。なお残金があればとるわけでありまして、その際の出資金の見返りと言ひますが、その際の資産として五十一億何がしを、船舶の共有という形で國に引取るということに相なるわけでありまして、それを共有關係だけでは少しでも早く引取つて減資いたしておきますれば、清算事務がそれだけ早

く済むということに進んでおるわけでありまして、出資の減少ということも、お互いの債権債務の混同という考え方もございまして、その点につきましては、なお手続の問題について研究いたしたいと考えております。

○田中(總)委員 ただいまの問題に關連するのでありますが、公団の所有する共有分を国が引継いだ場合においても、十年間の他の船舶所有者の買取権と言いますか、それはそのまま存続するわけですね。

○阿部説明員 お答えいたします。この法律によりまして共有持分を引継ぎます場合には、先ほどもお答えいたしましたように、共有契約の当事者とも相なるわけでありまして、それで一応私法上の契約でございまして、やはり根本的にはこれを尊重して行かねばならない、かように存じております。

○田中(總)委員 これは公団の清算事務をすみやかに完了するということ意味で、今回この立法をされたという趣旨には私も賛成であります。その場合にやはり従来船舶公団の船につきましては、公団以外のいわゆる民間の船舶所有者との共有関係に立つた関係から、しかもこれは提案の説明のときにもありますように、十年間に買い取ればいいということになつておりますが、従来の公団に対する買取権を国に肩がわりするわけでありまして、その関係のものをはつきり残しておくというところは、民間業者のために絶対に確保しておかなければならない権利だと思ひます。ただいまの御答弁でその点がやはつきりしたようでありまして、明確でないところがあるように思ふので、その点について、公団に対し

それからこの百二十一億九千三百萬円の持分を取得いたしましたために、公団が復興金融庫から借入れております長期債は七十億七千八百萬円であります。

○田中(總)委員 三百十三隻で公団の持分が百二十一億九千三百萬円というわけですね。そういたしますと、その中で、この法律の第一條の第三項によりまして、七十億七千萬円の復興金融庫から借りておる分につきましては、これは国が引継いだ場合には、それだけ復金の資本減少を行うという形になるわけですが、その差額の部分は、どういふように処理される方針ですか。

○阿部説明員 お答えいたします。前に、この前にお答えいたしましたことを補足いたしますと、六十六萬トンと申しますのは、共有いたしましたおる全船舶でございまして、その公団の持分が百二十九億三千万円、民間の持分が約八十億円で、約二百億というものが船舶になりまして、それからただいま御質問の、復興金融庫の借入金金の肩がわりによりまして資本の減少の残額が、五十一億一千五百萬円ということになります。これは国が船舶公団に五十六億九千七百萬円というものを現在出資いたしておりますので、そのうち五十一億一千五百萬円に相当いたします部分を減資いたします。それで持分取得のいわゆる対価の支拂いに充てるという考えでございまして。

○田中(總)委員 これでやはつきりして参つたのでありますが、大体船舶公団の清算事務もその後進んでおると思ふのでありますが、大体この種公団の通幣といたしまして、従来の運営上の欠点というふうなものが、清算事務の過程においてもすこい赤字の形をもつて現れておるのであります。船舶公団の清算事務の過程において、船舶公団としてのこのいふ処置を通じて、最終的に赤字が相当残るといふことが懸念されるのではないかと申しますが、その清算事務の進行状況過程においてどの程度の赤字が残るか。赤字が出なければ幸いでありまして、そういうふうなことにしてお示しを願いたいと思ひます。

○阿部説明員 お答え致します。船舶公団の清算終了期を大体九月末と予想いたしております。その際におきまして、この法律によりまして、出資を減少いたしました残りが、五億八千二百萬円に相当するのでございまして、これに見合います資産といたしましては、預金、現金、未収の船舶使用料、それから造船資材の売却代、それに今年度に入りまして予定の未収船舶最初申しましたのは二十四年度の清算のしりでありまして、そのほかのものを考えまして、大体五千万円は一応黒字として残るのではないかと、こゝういつた見通しを持つております。

○有田(二)委員 議事進行について……田中さんの質問のまん中であつたと入れていただきたと思ひます。阿部さんは説明員であるし、特に清算人であります。消えてなくなる存在の人であります。しかもこの法案に對して吉田管財局長が来ているにもかかわらず、吉田管財局長がそれに対する答弁をしない。吉田管財局長でわからないことを、清算人が説明員として説明をするならばわかりませんが、一体

初めから説明員である阿部清算人が答弁に當つてゐる。それが政府代表としての答弁であるとは聞きとりにくいのであります。さらに船舶公団に關しては、運輸省から出てこれまたわれわれの質問に答えるべきである。本法案は通さぬでいいというお考えならば、これは別であります。この会期の短い中に、この法案を通さなければならぬお考えであるならば、政府としてもつと慎重にお考えになるべきである。今の質疑応答をずっと聞いています。ほとんど消えてなくなる清算人が政府を代表して説明に當つてゐる。しかも船舶公団に最も關係の深い運輸省の海運關係から、だれも責任者が出て来ていない、かような考え方ではこの法案を通そうとされることは、われわれも感じを持つのであります。ひとつ管財局長の御所見を伺いたいと思ひます。

○吉田政府委員 ただいまの有田委員からのお話、はなはだ私感に存する次第でありまして、今説明いたしました阿部説明員は、清算担当者といつたしまして、この事務に専念しておられまして、数字等の点につきましては非常に詳細に承知してゐるわけでありまして、最初の御質問が、実は貸借対照表の数字の点でございまして、説明員に説明をしていただいたわけでありまして、その後の御質問の点につきましても、私から御答弁すべき点があつたのであります。が、機会を失しまして、あとつと阿部説明員の方から説明申し上げて、はなはだ遺憾でありまして、今後の質問の点はできるだけ私から説明いたします。私でわかりません点に

初めから説明員である阿部清算人が答弁に當つてゐる。それが政府代表としての答弁であるとは聞きとりにくいのであります。さらに船舶公団に關しては、運輸省から出てこれまたわれわれの質問に答えるべきである。本法案は通さぬでいいというお考えならば、これは別であります。この会期の短い中に、この法案を通さなければならぬお考えであるならば、政府としてもつと慎重にお考えになるべきである。今の質疑応答をずっと聞いています。ほとんど消えてなくなる清算人が政府を代表して説明に當つてゐる。しかも船舶公団に最も關係の深い運輸省の海運關係から、だれも責任者が出て来ていない、かような考え方ではこの法案を通そうとされることは、われわれも感じを持つのであります。ひとつ管財局長の御所見を伺いたいと思ひます。

初めから説明員である阿部清算人が答弁に當つてゐる。それが政府代表としての答弁であるとは聞きとりにくいのであります。さらに船舶公団に關しては、運輸省から出てこれまたわれわれの質問に答えるべきである。本法案は通さぬでいいというお考えならば、これは別であります。この会期の短い中に、この法案を通さなければならぬお考えであるならば、政府としてもつと慎重にお考えになるべきである。今の質疑応答をずっと聞いています。ほとんど消えてなくなる清算人が政府を代表して説明に當つてゐる。しかも船舶公団に最も關係の深い運輸省の海運關係から、だれも責任者が出て来ていない、かような考え方ではこの法案を通そうとされることは、われわれも感じを持つのであります。ひとつ管財局長の御所見を伺いたいと思ひます。

初めから説明員である阿部清算人が答弁に當つてゐる。それが政府代表としての答弁であるとは聞きとりにくいのであります。さらに船舶公団に關しては、運輸省から出てこれまたわれわれの質問に答えるべきである。本法案は通さぬでいいというお考えならば、これは別であります。この会期の短い中に、この法案を通さなければならぬお考えであるならば、政府としてもつと慎重にお考えになるべきである。今の質疑応答をずっと聞いています。ほとんど消えてなくなる清算人が政府を代表して説明に當つてゐる。しかも船舶公団に最も關係の深い運輸省の海運關係から、だれも責任者が出て来ていない、かような考え方ではこの法案を通そうとされることは、われわれも感じを持つのであります。ひとつ管財局長の御所見を伺いたいと思ひます。

初めから説明員である阿部清算人が答弁に當つてゐる。それが政府代表としての答弁であるとは聞きとりにくいのであります。さらに船舶公団に關しては、運輸省から出てこれまたわれわれの質問に答えるべきである。本法案は通さぬでいいというお考えならば、これは別であります。この会期の短い中に、この法案を通さなければならぬお考えであるならば、政府としてもつと慎重にお考えになるべきである。今の質疑応答をずっと聞いています。ほとんど消えてなくなる清算人が政府を代表して説明に當つてゐる。しかも船舶公団に最も關係の深い運輸省の海運關係から、だれも責任者が出て来ていない、かような考え方ではこの法案を通そうとされることは、われわれも感じを持つのであります。ひとつ管財局長の御所見を伺いたいと思ひます。

つきましては、説明員から説明いたし
ます。

○有田(二)委員 吉田管財局長の御趣
旨はよくわかつたのでありますが、海
運関係がはかばかしくなつていないの
は、一体どういふわけでありませうか。
これは大蔵委員会だから運輸省が出な
くてもよいと、しかく簡単に考えにな
つてゐるのか、承りたい。

○吉田政府委員 実はこれはやはり運
輸省の方から出ていただく方がよいと
考へてゐるわけでありませうが、ただ実
はきよは最初の質疑でもあり、事が
清算の過程に入りまして後の引継ぎの
問題でございますので、特に運輸省の
方に御連絡をお願いしなかつたわけ
であります。私どもは御必要によりまし
て、すぐ運輸省の方に連絡いたしま
す。

○有田(二)委員 会期が非常に長けれ
ばけつこうであります。会期が非常に
に短く、法案が次から次へと出
て来るのであります。これはひとつ西
川政務次官にお願いしたいのでありま
すが、大蔵委員会に出る大蔵省関係の
法案でありまして、各省と関係のある
ものなどは、各省の担当官をいづれ
も本委員会に出席させる。由來大蔵委
員会はどうもうわさに聞くと、大蔵省
からなめられてゐるというやうなうわ
さを聞いているのであります。そうい
うことのないように、本委員会に法案
を出されるに、関係各省の係官を
出席せよといたしたい。船舶公団に
いたしまして、かくなるまでのいろ
いろな海運関係のことを、本委員会と
しては聞きたいことがたくさんあるわ
けであります。船舶公団がどうであつ
たかというやうなことは、大蔵省では全

部おわかりにならぬはずであります。
先般の公団問題でいろいろと国民に迷
惑をかけてゐる点から考へても、大蔵
省の監督不行届きという点、経理の面
その他の点については全然御存じない
のであります。ひとつ十分お考えを願
ひまして、將來どういふことのないよ
うに、本委員会をなめないように、十
分御協力を願ひたいと存じます。西川
政務次官のお考えを伺ひたいと思ひま
す。

○西川政府委員 有田委員からおし
かりと御注意をいただきました。たいへ
ん恐縮に存じます。私も新米で、この
大蔵委員会に出まして、たいへんよい
お言葉と存じます。今後大蔵委員会の
運営につきましては、最善の努力をい
たしまして、各省との連絡なり、皆さ
んの十分なる御審議ができるように手
配いたしたいと存じます。どうか御了
承願ひます。

○田中(二)委員 先ほどの御答弁によ
りますと、大蔵政府出資の五十六億
と、今申します五十一億一千五百萬
円です。この共有分の引継ぎの關係
で、復金の債務を相殺した分の差額の
五億何かに對して、預金残及び
二十四年度の未收船舶使用料、二十五
年度の収入というやうなもので差引す
ると、五千萬円の黒字になるだらうと
いう御答弁のやうに承つたのでありま
すが、大蔵船舶公団の從來からの運用
の結果によるものがあるかと思ひ
ます。政府出資と、今申しま
す持分關係で、今度国が引継いで相殺
した關係の、差額だけに見合ふものか
ら出るバランスの五千万円が黒字だと
いうやうな、そういう單純なものでは

ないやうに、われ／＼は推察しており
ますが、いわゆる船舶公団の清算事務
に伴ひます赤字、黒字の關係その他の
點は、先ほどの御説明の通りとわれ
れは承つてよろしいのでしようか。

○吉田政府委員 ただいまの御質問の
點は、まことにごもつともな点でござ
いまして、あれだけ大きな仕事をして
おつた公団が、最後になつてそんな小
さな数字でいろいろつじつまが合ふの
かというやうな御疑問が起るのは、当
然だと思ふのであります。ただ船舶公
団のやつておりました仕事と申しま
すのは、御承知の通り船舶公団が、船主
が船をつくりまして、政府出資と
国から借りました金を船主に出しまし
て、自分は共有持分をとる、こういう
關係が主なる仕事であります。従つて
その仕事のほかに、わずかに今の装
備資材でありますとか何とかを、配給
することをやつておりましたから見合
になります。資産というものは、大
きなものは今問題になつております共
有持分であります。従つてその共有持
分が將來どういふやうに処分されるか
という点によつて、その公団全体の
最後の姿がどうなるかということになる
と思ひます。ところがこれについては
最初に申し上げましたやうに、十年間
船主がこれを買取らなくてはいい。
また公団がこれを船主の承諾なしに、
他に売ることでもできないというやうな
特別の契約もありませんのでその共有持
分を早急に処分することができない。
従つてこれを準備のままで政府に引継
いで参りますので、そこに損益の問題
が起つて来ないわけでありませう。従
つて船舶公団がたゞいまの状態のやうな
清算をやつておりますれば、割合に大

きな数字は動かない。共有持分を処分
した場合には、あるいは非常な赤字に
なるか、多少の赤字が出るかという問
題があるかと思ふのであります。こ
れはまだこの現状では結論が出て来な
い、こういうことになつて思ふのであ
ります。

○田中(二)委員 それは船舶公団が他
の公団と違ふ性格から見ても、ただいま
の吉田局長の御説明を一応了解いたし
ますが、そういういたしますと、ただいま
の御答弁の中にありました共有分の処
分の問題で、結局、債務の問題につ
いては異論が生じて来る、こういうこと
でございませうが、当然国が共有分を持
つておるその船が、こういうやうな緊
迫した國際情勢下に海洋を航行するわ
けなんです。そういう關係から出
て来る危険というものは、考えなけれ
ばならないと思ふのであります。しか
し問題は私が先ほど一番初めに念を押
しましたところの、国が公団の清算事
務をすみやかに結了するという建前か
ら、便宜上公団が持つておる共有分を
国が引継ぐわけなんです。共有分は、
も、やはりその共有分に対するいわゆ
る民間の船舶所有者の買取権というも
のは、そのまま私は存続させるといふ
ことではなければならぬと思ひます。そ
ういふ観点から見ますと、大蔵共有
分のうち、今度国が取得する部分は、当
然これは国有財産と同一のものであり
ますが、その關係から処分するときの
價格の問題が、いわゆる国有財産の処
分の原則であります。時価主義という
やうなものによりますと、いわゆる買
取り期待権と申しますか、民間の船舶
所有者が持つておる買取権の場合の一
つの價格ですね。それとそれとをくら

べるとこれは安くなる場合も考えられ
ると思ひますけれども、高くなる場
合、民間業者の期待権とは違つて来る
と思ひます。その間に、今申しました
やうに、これが實際に稼働するわけで
ありますから、その点から来る危険と
いうものも考えなければならぬと思
ふのであります。そういう点について
も、この法律を策定するについてはお
考えになつておるかどうか、その点を
伺ひたい。

○吉田政府委員 ただいまの御質問の
點は、結局公団と船主との間の契約
を、そのまま国の方で引継ぐわけであ
りますから、従つてこの契約の存続期
間中は、かりに国が買取るといたし
ましても、船主の方に売るといたしま
しても、それは準備で船主が買取と
權利がある。従つて一般の国有財産と
は全然違つたものであります。この
契約に従つて処理されなければなら
ぬ。この契約が切れますれば、これは
また別の問題になつて来るのであり
ますが、少くともこの契約の存続中は、
この契約に従つてやることになりま
す。その點は別に船主の權利を害する
ことはないと思ひます。

○夏委員 田中君にちよつとお話
りいたしますが、大蔵大臣がお見えに
なりましたから、この質疑はあとにま
わして、大蔵大臣にいろ 金融關係
の質問を願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 この際委員長に御質
問申し上げたいと思ひますが、大蔵
委員会が院外において、また院内にお
いて大蔵大臣になめられておる。なめ
られておるといふ言葉が當らないなら
ば、輕視されておるといふやうなうわ
さがあるのであります。というの

田氏に、池田君がいくらえらそうに言つたつてだめじやないか。一般税務員は大蔵大臣の言うことを聞かない。しかも税務署長はこういうようなことを言つていふというようなことを話したら、池田君はさつそく当時の通産次官の宮幡君に命令して、大阪の方に通牒を出した。私もそのことを大阪の窪谷国税局長にお話して、その人事については十分考慮してもらうように意見を具申しておいた。しかるに今回の人事発表によりまして、西成から淀

川税務署長に榮転した。すなわち大蔵大臣の惡口を言うところの税務署長はいずれも榮転である。特に人事を扱つてゐる国税庁の正示繰務部長は、先般私は本委員会で質疑したのであります。が、国税庁は大蔵大臣というものは税務署では浮き上つてゐるのだ、かようにわく／＼解釈していいか。またこの人事についての御所見を伺いたい。

○正示政府委員　お答へ申し上げます。国税庁は大蔵大臣の管理下に仕事をいたしております。大臣の御命令は

十分これを承りました、その趣旨によつて仕事をいたしますことはもとよりでございます。ただいま御指摘の大阪の税務署長の人事の問題でございますが、先般もこの委員会において有田委員より御指摘があつたのであります。人事につきましては、もちろんこれまで大臣の趣旨によつていたすものであります。先ほどお話のような点については、そのときの情勢を詳しく承知しておりませんが、人事は署長の行政全般につきまして、総合的に判断をし

てやります。個々の問題、特に言語、動作等におきまして、不注意の点がこ

ざいますような場合には、大臣から特に言われておまして、われ／＼は十分その点注意を加えております。ただいま御指摘のような事実があるとしても、その点については十分注意いたしますが、丹羽署長は非常に全体としての成績もよかつたのでありまして、先般のような異動になつたのであります。ただお話のように、西成と淀川、これはまあ正常の観念から榮転というふうにお話でございしますが、われ／＼としては西成は非常にむずかしい署でありまして、こういうところにこそやはり有能な士を置くべきである。こういう判断を持つてゐるのであります。必ずしも西成から淀川が榮転であるというふうにも、実は考えておらぬのであります。西成もまた非常に重要な署である、こういうふうにも考えていることを申し上げます。

○有田(二)委員 なか／＼正統総務部長の御答弁は間違であり、敬服に値するものであります。しかしながらこの丹羽署長というのは、いいところはわれ／＼認めるのであります。しかし西成税務署の納税協会の役員が全部総辭職した。しかもただ一人としてなり手がありません。かような税務署長であつたのであります。国税庁の人事というものは、国民がどうなろうとこうなろうと、税金さえ吸い上げるのが成績がいゝのだとお考えになつてゐるのか。しかもただいま申し上げました大蔵大臣を侮辱した言辭を、しかも国会議員の前で平気で言うような男、さらにまた区民の協力を一人も得られないような男、しかも納税協会の役員が総辭職して、私が代理人としてあらゆる方面をまわりました、何とか税務署に協力して納税の実をあげてもらいたいという

ことを懇願しても、なか／＼聞き入れない。しかもようやく話合いができて税務署長に会つと、丹羽署長は何と言ふか。私は元帝國軍人でありました、かゝるがゆえに断固としてやります。こう言うのです。かような非常識な者が、国税庁の人事においては最も有能な者とお考えになるかどうか。人事を所管しておられます正統総務部長の御所見を伺いたいののであります。

○正統政府委員 先ほど申しましたように、西成は非常にむずかしいところでありまして、仕事が多くてつゝいあゝいふような不注意なことがあつたかも知れませんが、その点については十分注意をいたしたいと思ひます。われ／＼としては、納税者の方々に對して、いたづらにさような刺激を與えて摩擦混亂を起すようなことのないようになつてゐることを、常に十分注意をいたしてやつてゐるわけでありまして、従いましてその指令に従わなかつた場合には、嚴重に注意を與えてゐるわけでありまして、そういうふうな場合もあるかも知れませんので、お気づきの点はよく申し出てくださいますれば、注意をいたして参りたいと考えております。

○有田(二)委員 国税庁の人事でありますから、われ／＼としてはなるべく意見を述べたくなひのであります。しかしながらかような方針でやりになつてゐると思ひますがゆゑに、非常によい税務吏員もおられますが、全国の若僧の税務吏員の中には、悪い税務吏員もおつて、その調査にあたつての態度には、言語同断の点が非常に多いのであります。しかも今日は非常な金詰まりで、この非常な事態のために中小

企業者はまづたく塗炭の苦しみにあへてゐる。西成の税務署長の丹羽氏が榮転をされた一例を見ても、こんなふうなめちやくちやな人間であれば榮転する。何でもかんでも税金をとつて、税金の額があがれば、それが税務署の成績であるというふうな、国税庁の根本的な誤つた考え方のもとに人事が行われるから、今日全国的に非常な問題をかもし起してゐるわけでありまして、全国の税務吏員の中には非常によい人もあるが、はなはだよくない考えを持ち、よくない態度をとつてゐる人がある。鶏を殺したのでは卵は出ないのであります。氣息えん／＼たる鶏を育成しながら、少しでもよい卵を生ませると、少しいふのが国税庁の行くべき道であり、またそうすることが国税庁の人事であると考えておるのであります。私はこのために一番困るのは大蔵大臣であると思ひます。池田さんは国会ではわれ／＼に言つてゐる、税務吏員はさつぱり言うことを聞かない。全国の税務吏員の中には非常によい人もあり、私どもの接した中ではわれ／＼の感心する税務吏員もおられますけれども、親心を持つたところの税務吏員は少い。これは非常に私は遺憾に思ふ。どうか私は大蔵大臣の立場を悪くしないように、特に今度の場合において十分御調査になつて、大蔵大臣の惡口を言つた丹羽氏に對しては、国税庁として断固たる方針で臨んでいただきたいと思ふ。またわれ／＼は、よく地方の税務署の若い人たちが、何か言つとすぐ代議士が悪いのだというふうな罵詈雑言を聞くのであります。おそろしくこれは私だけではないと思ふ。こういうふうな問題についても、いやしくも國權の最高審

関であり、國民の選良であるわれ／＼に對する税務吏員の考え方なども、根本的に是正をしてもらいたいと考えておりますので、大蔵大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 今お話しになりました丹羽署長は、私は十数年来知つてゐる男であります。徴収に關する判定書をこしらへたり、徴収専門の男であります。専門の男ならよほどよくやります。男なのであります。どうも人間のあさましさと思ひますが、徴収で育つておると、徴収これ万事であるというふうな考え方、不穏當な言辭を弄したものと思ふのであります。こういう点は將來十分戒告いたしたいと思ひます。また今の税務官吏の中には、相當教養もあり、りつぱな者も数多いのであります。それが同時に非常に非常識な言動をとる人もなきにしもあらずといふことも、私はよく耳にいたしておるのであります。税務行政といふものは國の行政の中核をなしてゐるのですから、これがうまく行かないと、全般の行政がうまく行かないといふような考え方をもち、税務職員のような向上をはかると同時に、言動の素質の向上をはかると同時に、言動その他につきましても、機会あるごとに注意をいたしておるのであります。

皆様方は一般民衆に接せられる機会が多いのでありますから、そういう税務官吏の言動その他につきましても、非違の点がありましたならば、どし／＼申し入れていただきたいと思ひます。ことに今の制度では、監督官等を置きまして、そうしてある程度犯罪捜査権も持たせまして、非違のないようになすと同時に、民間の忠言を聞くような機

関を設けまして、内外ともにりつぱな税務官吏を育成するようにやつておるのであります。われ／＼内部の者でいろ／＼やりまして、これはあまり効果はございせん。やはり外部の方からいろ／＼のことを申し入れていただきますと、これが是正できるのであります。私から、私の力の及ばないところは、ひとつどし／＼申し入れていただきたいと思ひます。私も二十何年間税務にありまして、今の幹部連中はたいがい昔から知つておられますが、新しく入つた人は、私の氣持のわからぬ連中も相當多からうと思ひます。今後はあなたの方の助言によつて是正して行きたいと思ひます。どうぞ遠慮なく私なり、国税庁長官なり、あるいはその他の關係者に、御意見なりお考えをどし／＼申し出てくださひ。そしてあなたの方と私と相ともに、税務行政の刷新向上に進みたいと思つております。それから、よろしくお願いいたします。

○有田(二)委員 池田大蔵大臣の御趣旨はよくわかつておりますが、税務吏員の中には、まじめな税務吏員に對してまことに申訳ないような、よくない税務吏員がおる。たとえば宴会に行くとか、酒を飲みに行くとか、あるいは女を抱くとか、かような税務吏員をわれ／＼はよく耳にするのであります。どうかこの点をひとつ十分お考え願つて、まじめな税務吏員の名譽のために、不良な税務吏員に對しては断固たる処置をもつて臨んでいただきたいと思ひます。特に私は委員長にお願いしたのでありますが、この税務關係につきまして、今日は國民あげて非常なる苦しみにあるときでありますから、税務吏員の行動いかんが影響するところは非

常に大きいのであります。従つて悪い税務吏員は是正のために、本委員会としてはできる限りの協力あらんことをお願いして、いづれ私の質疑を後日に譲りたいと思ひます。

○農林委員 資料要求に關して発言いたします。特に國稅庁關係に対して先般來資料の要求をしてありますが、いまだに出されておられません。もうすでに会期も十日余りでありまして、そこでわれ／＼大蔵委員会としては、財政金融を審議するにあつて、数字の根據がなければすべて抽象論になり、水かけ論になりすから、まず資料を先に出していただきたいのですが、いつごろわれ／＼の要求した資料が出されるか、御答弁を願ひます。

○正務府委員 前回の本委員会におきまして資料の御要求がございましたので、さつそく今調整いたしましたので、大体さうでござると思つておりますが、部数の關係もござりまして、今増刷をいたしておりますが、御要求の資料のうち、できましたものから順次早く出したいと思つております。

○農林委員 それにつけ加えてなお資料をお願いいたします。見返り資金のごく最近における公企業及び私企業の投資に対する實際放出金額、及びたまたまの計画を業種別に、なるべく明細なものをひとつ出していただきたいと思ひます。

なお同じく預金部資金の運用状況、これもごく最近のものをお示し願ひます。それからもう一つ委員長にお願いいたします。今国会は大蔵大臣の財政演説はありませぬ。しかし前国会後かなり諸般の状況がわかつて

來ております。また近いうちにシャヤ博士も見えられるについて、税制の改正についても何かの腹案があるようにも考えられます。財政演説にかわりわれ／＼大蔵委員会におきまして、大蔵大臣のこの現在における施政に対する御意見を承りたいと思ひますので、午後においても御懇願願ひたいと思ひます。

○田中(總)委員 大分時間が來ましたので、実は私さう午後大蔵大臣が出席して最近の金融事情、金融政策についてお話をなさるといふことではあります。であるならばこれを午前中に承つておきたい。午後の休憩の時間中に、私も実はその問題で大臣が出席するというので、相當質問の事項も持つて來ておるのであります。大蔵大臣のお述べになるところと私の質問せんとするところをさらに調整して、午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。

○田中(總)委員 大分時間が來ましたので、実は私さう午後大蔵大臣が出席して最近の金融事情、金融政策についてお話をなさるといふことではあります。であるならばこれを午前中に承つておきたい。午後の休憩の時間中に、私も実はその問題で大臣が出席するというので、相當質問の事項も持つて來ておるのであります。大蔵大臣のお述べになるところと私の質問せんとするところをさらに調整して、午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。

○田中(總)委員 大分時間が來ましたので、実は私さう午後大蔵大臣が出席して最近の金融事情、金融政策についてお話をなさるといふことではあります。であるならばこれを午前中に承つておきたい。午後の休憩の時間中に、私も実はその問題で大臣が出席するというので、相當質問の事項も持つて來ておるのであります。大蔵大臣のお述べになるところと私の質問せんとするところをさらに調整して、午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。午後質問したいと思ひます。

員会の招集を実は委員部を通じて要望をいたしたのであります。開会中に委員会を持たねなかつたといふことは遺憾に思ふのであります。なお從來から大蔵委員会には大蔵省からの提案事項が多いのであります。さういふ問題について、たとい開会中であらうと、大蔵當局としては委員長を通じて委員会を開会してもらつて、事前にいろいろな資料説明等の準備をやつていただくと思ふのであります。さういふことを從來さういふ点が欠けておる点をわれ／＼非常に遺憾に思つておつたのであります。今日は與黨の有田委員に表現されたのであります。なお本日いただいた資料によりまして、本国会提出予定法律案も七件ばかりあるやうであります。そのうちで第三番目の船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案だけが提出されておるだけで、会期もあと十日という段階に、まだ司令部關係の連絡中、交渉中で、了承が一件だけあります。これは七月五日現在ださうであります。さういふことでは、今日出してその日のうちに上げてくれといふやうな、從來からむりを大分開いて來ておるのであります。が、たとい会期が短かくても、われわれは審議すべきものは十分審議しなければならぬ。さういふ観点から大蔵事務當局におきまして、特に大蔵省關係の本委員会との連絡を特に緊密にするやうに、私からも要請をしておきたいと思ひます。

○夏堀委員 委員長として申し述べておきます。各委員から御発言になつた金融問題、税の徴收問題、これは現

下わが國の經濟情勢から見ても、非常に重大な問題でありますので、この国会を通じて、あるいは休会中、あらゆる機会にこの問題を調査いたしまして、大蔵當局ともいろいろ御協力の意味において、大きくこの問題を取上げて、解決点を見出したと考へておるものであります。

○夏堀委員 委員長として申し述べておきます。各委員から御発言になつた金融問題、税の徴收問題、これは現

午後二時七分閉議
○夏堀委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○池田國務大臣 皆様より財政金融の今の状況等につきまして御要求がございましたので、最近の状況を申し上げまして御参考になさりたいと思ひます。

まず第一に財政の状況であります。さきの国会で御審議願ひました予算は、その趣旨に基きまして着々実行いたしております。公共事業費の支出にいたしまして、歳出面全般にわたつて大體順調なる経過をたどつて行つております。ただ問題は地方税が成立しなかつたために、國と地方との關係

申しましたように、金詰まりの一つの原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。

申しましたように、金詰まりの一つの原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。

申しましたように、金詰まりの一つの原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。

申しましたように、金詰まりの一つの原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。

申しましたように、金詰まりの一つの原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。さういふ原因をなしておると思ひます。

入つて来るかによりまして、今年度の歳入にも影響するのでありますが、金詰まりの現況等にかんがみまして、あまりむりはいしたくない。二十五年度の予算は、今申し上げましたような状況で、大した心配もなく行くのではないかとふうに思つております。

二十六年度の予算につきまして、先般閣議で編成方針を決定いたしました。今月一ぱいに各省から要求が出来るうに相なつております。八月、九月とわれ／＼のところを調査いたしまして、十月には関係方面と折衝いたし、今の考えでは本年も同様十五箇月予算をつくつて、来年度の予算編成と同時に、本年度におきまして補正する必要がある分を考へる十五箇月予算をつくり、十二月初めにおいて国会の御審議を願うという考えでおるのであります。大体来年度の経費といたしましては、債務償還費がよほど減つて参ります。御承知のように一般會計においては、今年七百数十億圓やつております。見返り資金の分は五百億、前年度の剰余金が二百六十億、その他が五十六億圓であります。二十四年度の剰余金の見込みはまだ清算中でございますが、大体百八、九十億ぐらゐの剰余金が出るのではないと思ひます。百八十億出るといたしますと、九十億は一般財源として使用できます。残りの九十億は財政法に基くものでありますから、二十六年度において債務償還をいたしますが、本年のような一般會計からする特別の債務償還は、来年はしないということになります。そしてまた価格補給金は本年度に九百億圓を計上しておりますが、来年度におきましては、肥料、鉄鋼補給金を廃しますの

で、半分ぐらゐになると思ひます。それから米の値段をどうするかによりましてよほど違ひますが、今後きめらるべき本年の新しい麦類は、大体国際価格にさや寄せて参ります。今小麦の分は小麦協定に入りますと、六十八ドルないし六十九ドルであります。小麦はこの金額程度になつて来るのであります。ただ米の方は御承知の通り四千二百五十圓と申しますと、七十五、六ドルから八十ドル足らず、朝鮮米を輸入いたしますと、百四十三ドル、ビルマ、シヤム米でも百二十五ドル、こゝういふうで国際物価に比しまして非常に安い。これをいかなる程度にするかということによりまして、輸入補給金が動くのであります。相当米の値が上つて来るということになります。

と、九百億圓の価格補給金の今年度の計上額が半分以上になる、あるいは三分の一ぐらゐになるのではないかと、こゝういふうな計算をしておるのであります。そうすると価格補給金で五、六百億少くなります。債務償還をやめるといふことになりまして、千億余りの財源が出て来るわけでありまして、私にこれを七百萬圓ぐらゐの減税に充て、その他の分を公務員給與の引上げ、あるいは社会政策的施設に使用するという計画を立てておつたのであります。今回国家警察予備隊をつくる、あるいは海上保安庁を完備するということがなりますと、この金が私の予定しております千億圓余りの上に入り込んで来る。そうすると給與の引上げあるいは減税に、ある程度の影響が来るのではないかと、ある程度を持つておるが、大体といたしましては、本年の六千六百億圓の歳出がかなり減つ

て、千億圓余りいわゆる財政支出として減つて来るのではないかと、ある見通しを持つておるのであります。

以上が大体であります。国庫の概況について申し上げますと、国庫の状況は先ほどお話ししました通り、一、三月と四、六月の分は三百億圓程度の上げ超になつておりますが、本年度の分といたしましては十億圓ばかり散布超過になつております。七月から九月の分、第二、四半期につきましては、大体とん／＼のつもりでおります。十月から十二月の分は供米代金の支拂い、また年末にかけての資金需要のために、相当の散布超過になることを予定しております。その散布超過になつた第三、四半期の分は、第四、四半期の税の徴収その他で埋合せをする、こゝういふことで行つております。国庫にも大体百億圓余りの当座預金を持ち、別に百五十億圓の各銀行への指定預金をいたしております。この指定預金も状況によりましては引上げてもいいのであります。ただいまのところでは、銀行も相当金詰まりのようでございます。いままで、今しばらくやはり指定預金のまま続けて行く。それでも国庫の方は相当のやり繰りがついて参ります。見返り資金につきましても、今年度でできるだけ適時に、適当な金を出すように努力いたしております。御承知の通りこれは一々関係方面の許可がなければできないことでありますので、ただいまのところあまり出方が芳ばしくございません。今年度になりまして大体二百三十六億圓ぐらゐ出ておりましよう。その内訳は通債関係へ四十億圓、全体の予算百二十億圓の分が四十億圓出ております。それから国

有林野の方に、これは全体三十億のもの六億圓ばかり出ておると思ひます。それから私企業の方には、御承知の通り四つの金融機関のいわゆる優先株式引受けというので、五十二億圓出ております。その内訳は勧業が十億、興業が十億、農林中金が二十二億、それから商工中金、北海道拓殖銀行が十億、合計五十二億圓がただいまのところ出ております。それから船舶の方へ五億圓出ております。中小企業に一、三月の分と四、六月の分として三億圓が出ております。従ひまして大体六十億が私企業の方に出ております。なおまた進駐軍住宅を建てますあの五十億圓前後の金額のうち、ただいま二十六億圓ほど出ておる。結局使ひ得る金はただいまのところ四百八十億圓ぐらゐでございます。これを遊ばしておるといへば遊ばしておくと、動かしておるといへば動かしておくと、食糧証券をほとんど引受けて、食糧証券の方にまわしておる状況であります。従つて私としては四百八十億圓の見返り資金を置いておくということは、金詰まりを激化するものであるという考え方のもとに、早急にこれを出そうということで折衝を重ねております。私としては大体二百億圓程度常にあればいいじゃないか、二、三百億圓はこの際使いたいという強い希望を申し出ておりますが、なか／＼こゝういふふうには至つておりません。しかしこれがいわゆる引上げ超過、金詰まりの大きなフアクターをなしておりますので、極力この方面の金を出すようにいたしたいと努力しておるのであります。

この機会に、この見返り資金を使う方法として、私は輸出金融公庫というものを設立して、外国の者に信用を與え、日本の品物を買つてもらふ、こゝういふ計画を立てておるのであります。これもいろいろ議論があるのであります。私も、私はさういふものではなくても、早くスタートしなければならぬといふ考え方のもとに、毎日のように向うに人を派して交渉をしておりまして、本国会にぜひとも出したいといふ努力を重ねておるのであります。電気関係の方、あるいは造船関係の方へ出したいという希望を申し上げておるのであります。電気の再編成の問題等があるためかどうかわかりませんが、こゝういふものになか／＼早急に出すといふ段取りに至つておりません。まあ、輸出金融公庫よりひとつやうといふので進んでおります。

債務償還の問題につきましては、これも昨日だつたか申し上げたかと思ひますが、大体ただいまのところ百七十億ばかり四、六の間に償還いたしました。償還先は農地証券とか電話公債、こゝういふものに七十億圓ばかり償還しております。金融関係の方へ八十億ばかり償還いたしております。これは日本銀行をして国債を買上げさせて、日本銀行で扱つておるわけでありまして、買ひ上げるにつくましても、三分五厘の国債もあるし、四分の国債、五分の国債もあります。これはわれ／＼の方といたしましては、高い利率のものから早く償還して行くのが本意でありますけれども、やはり銀行側から見れば、安い利率の三分五厘というものが金利水準に乗らないから、それから先に償還してくれといふ希望もあ

ります。現在高に按分して各利率の分を適当に償還する。そうして八十

資本市場の方も活況を呈して来つたのである。御承知の通り、最近株価は相当変動がございまして、きのうは下りました。またきょうの前場などは下つておりますが、おとといまでは——七月三日が最近の最低の相場でございます。東京の取引所に上場しております株の平均は六十二円何ぼであつたのが、おとといは七十九円八十九銭、八十円近くまで、二割五分から

五十億、あるいは三千二百億近く出るのではないかという気がいたしておりますが、大体横ばいの状況を呈しておりますのであります。金詰りという声を聞くのであります。金詰りも一時よりはかなり況では、金詰りも一時よりはかなり緩和しまして、東京のコール市場は六、七十億円のコールがある状態で、日歩も下りまして一銭六、七厘になつております。先月の初めころから今月

た、こういう一般の声もあつたのでしよう。またいろ／＼なところからそういう声が入つて来たのでしようが、そこで日銀はある程度引締めた方がいいのぢやないかという氣勢を起したと思うのであります。通牒が出たとかどうかといひますが、一万円總裁としてはそう引締める氣勢はなかつたのであります。が、外部には非常に引締めたようなかつこうになつております。その現わ

でも、フランス銀行にしましても、通貨に対して四割程度以上の貸出しがある。三千億円の通貨に對しまして、千四百億圓ということになれば、何もそう大して心配する必要はないのだ、そう引締めるべきではないというので、私は日銀總裁にも意見を申し述べまして、協力さしておるのであります。ただいまのところ、日銀の貸出しは千三百四、五十億であつたと思ひます。

七割しか割引ができないと言つてゐるが、一枚の手形が三つも四つもの銀行に行くからそういうことになる。よく実際に調べますと、大体八割余りは割引をいたしてあります。借りる方の会社を八十何社につき調査してみました。が、そのうち六十六社はほとんどフリーに貿易手形を割引いておる。十会社くらいは信用状態がいかがわしいので割引が思うように行かない。割引いて

もらつておるけれども、全部割引いてもらつてないような状況です。あと十社くらいが割引が不可能、こういう状況なのであります。何と申しまして、一応輸出はあるのですが、やはりその裏を見るときあまりよくないような輸出業者もありまして、信用状態が非常によくないというようなものがありまして、八割余りしか割引いておりません。しかしこれは実際に取引が行われることが確實であり、輸出入ができるならば、貿易手形でありますから、とにかく融通するような方針で行つてゐるのであります。

工業手形の再割引はだいたい停止しておりますが、工業手形は全然だめだといふのではない。担保手形としては相当優遇して貸し出しているものであります。今後金融の情勢を見まして、やはり工業手形に対してもできるだけのことはやつて行きたいという考へてゐるのであります。

金融問題で今最も大きい問題になるのは、預金部資金の百億円の一般金融機関への貸出し、あるいはさきに申し上げました百五十億円の政府の指定預金、これもただいま引上げなければならぬ状態になつてゐるのであります。政府の資金散布が遅れておりますので、政府指定預金もしばらくそのまゝに置いて、金融の緩和に努めようとしてゐるのであります。

なお特殊の問題で復興金融庫の回収状況が問題になるのであります。復興金融庫もただいまのところ八十億ばかり返つております。予算は御承知の通り本年度百八十億円取るのであります。この八十億円のうち三十億円は前年度からの繰越し分でありまして、

また十八億円は農林中金から返つてゐる。通常の回収のものは三十億程度で、そう特に回収を急いでゐるというわけのものでもないのではありません。

銀行の預金貸出しにつきましては、ただいま申し上げましたように、五月には八十億余りの預金の増加しかございませんでした。六月には百八十億二百億近くの銀行預金の増加がありまして、農林関係機関の預金は、やはり農村の不況を反映してか、思わしくございません。また農協協同組合のうちに預金の支拂いを停止したところも、ちよいちよいあるというようなことがあつたりして、農林関係機関の預金は伸びておりません。ただ預金部の資金、郵便貯金は非常に伸びております。大休月に五十億程度郵便貯金は伸びております。銀行の連中と言へば、御承知の通り無記名預金なくしたり、あるいは税務署の方で預金調査に来たりするので、預金がふえない。郵便貯金をすれば税もかからない、税務署も調べない、こういうので郵便貯金へ行くんだ、こういうことを言つております。そういう原因もある程度あるでしょうが、銀行の預金もそう銀行家が言うように、非常に伸びが落ちたといふことでもないと思ひます。六月は二百億ふえた。今後は預金はだん／＼ふえて行くことと考えておりますが、貸出しの方も預金の増加と同様にだんだんふえて行くことになると思ひます。

ただいま銀行の預金は、これは市中銀行だけであります。八千六百六十億くらいでありまして、貸出しは七千九百億、まあ八千億くらいで、預金に対しては九十何パーセントの貸出しで、これはオーバー・ローンだといふ

声が内外ともにあるのであります。しかし今日本では銀行が証券の方に金をまわそうと申しまして、国債はだんだん償還されるというので運用先がない。従つてやはり預かつた預金は貸し出さざるを得ない。そうして日本銀行はまだまだつてない貸出しをしてゐる。それから銀行も内外ともにオーバー・ローンだと非難されるほど貸し

てゐる。どこに金詰まりがあるのだ。こういうふうには貸し過ぎるほど、日本銀行も市中銀行もやつておるといふのであります。それはどこに金詰まりがあるのか。やはり日本の企業においては資本の蓄積が少い。どうしてわれ／＼が努力して貯蓄してそれを運用しなければならぬ。一般の人は今までのインフレ時代には物をつくればもうかる、物を買ひ込んでおけばもうかるという觀念で、金をはしが

るのですが、われ／＼としては貸し出す金がない。八千六百億円の預金があるが、八千億円貸し出してオーバー・ローンとなつてゐる。それくらい銀行は貸し出してゐる。日本銀行も去年の六月は相当多くて、七百九十億円あつたのですが、普通ならば、去年の平均は貸出額は五百億くらい、去年の平均は貸出額は五百億くらい、去年の平均は貸し出してゐる。これは結局やはり日本における資金の蓄積が十分に行つてないのであります。これはわれ／＼は一方においてできるだけ資金を蓄積して、また運用の万全を期して、経済再建に必要な方面に重点的に貸すといふこと以外に、切り抜ける道はないと思ひます。

昨年の七月は大体二千九百九十億くらであつたと思ひますが、昨年よりは大体九百九十億程度ふえておるのであります。物価はあまり上りませんが、生産もふえ、輸出が伸びて行つておりますから、八十億くらいふえるのは当然である。私どもとしてももう少しふえていくくらいである。五十億、百億くらいふえてもいいのではないと思つておりますが、なか／＼思うように行かないけれども、自分の政策としてはできるだけ通貨も三千百億から二百億の現状を維持して行く。場合によつては三千四百億くらいにとどめるような考へのもとに進んでおります。

輸出の問題であります。四、五月ごろから相当輸出が伸びて参りました。五月は六千六百万ドルで終戦後最高の記録を示したわけでありまして、今後におきましても私は相当輸出が伸びて行くのではないと思ひます。ことに輸出金融庫を設けまして、外国にクレジットをやるということになります。と、相当伸びて行くように考へております。ことにアメリカの方では東南アジアの開発計画を立てておるようであります。輸出金融庫の目的は、東南アジアの開発計画に乗つて行つて、ドル資金と円資金とをもつて東南アジアの諸民族の生活水準を上げ、輸入力をふやして、日本の経済発展に資しようといふ考へであるのであります。なお輸出の問題につきましては朝鮮事案が起きまして、朝鮮の第八軍の需要物資が相当にあるのであります。この面に対しましては、向うが直接にドルを拂ひます。セメントを出しましてセメント業者はドル資金をとる。そして今為替は集中制度をとつておりますが、

ら、ドルの小切手を外国為替銀行にまわしまして、それから外国為替特別会計に入れます。外貨の対価として円を受取ることになるのであります。そういう制度でやるのであります。朝鮮事案のために実質上相当輸出がふえると思ひますが、そうしますとドル資金が入り、それが円にかわる。すると円の金だぶつくといふことになりまして、インフレの危険性もなきにしもあらず。そういうことではありますから、私は必要の物資を早急に輸入して、民間に輸入物資を拂ひ下げて、なるべく円資金を引上げ、そうして経済再建をして行く。朝鮮とのバーター貿易は六千万ドル程度でありまして、主として米が大部分、それから石炭、機械等があります。これらはとまりませんが、それにもまして、国内での軍関係物資調弁があるので、実質上輸出は増加する、こういうふうになると思ひます。

次に中小金融の問題であります。が、一時新聞にも、日銀は別々融資をやめたといふことが出ておりました。しかしやめてはおりません。ああいう新聞が出たけれども、やめたと思はれては困るから、ただちに二億圓ふやせといふことで、三十九億を四十一億圓にしたのであります。別々融資もだん／＼拡張して参りました。それから見返り資金から出す三億圓も、私はこの前の議会で五億圓にふやすうに言つておつたのであります。なかなか解決がつきません。しかし勢力を續けて、オーケーが来たら五億圓なり十億圓くらいにしたいと思つております。今までの中小金融対策を続け

ますと、同時に、私は新しい制度として、

て中小企業に對します貸出しについて、保証制度を全国的にしたらどうか。これはある銀行ならA銀行が貸しまして、それが回収不能になつたならば、その相当の金額、七割五分とかいうくらいは保証する。保証料として一定の金額、たとえば二割くらいを金利に加算するわけである。こういうような制度を今設けようと思つて、われ／＼として案ができております。これまた今国会に出したいというので努力しておりますが、こつちの方面に合うか間に合わないか、とにかく私どもとしてはできるだけの努力を今この方面に拂つております。御承知の新しい金融機関をつくる、新しい銀行をつくるという問題は、十箇所くらい出ておりますが、今認可になつたのは盛岡の東北銀行一つだと思ひます。考へ方としてはできるだけ適當なものであれば銀行を認可する方針でございますが、何分にも見込みの立たぬ銀行は、あとで預金者に迷惑を與えても困りますので、選択しなければならぬと思ひます。考へとしては適當であれば認めて行きたい。それから御承知の中小企業金融の専門の銀行も、六大都市及び福岡市の七大都市に六十四の店舗ができます。中小企業金融に力を入れるようにしております。この前御審議をお願いしたこの金融債の問題も、もう見返り資金からの出資が終りまして、六月には、勸銀に十三億圓、それから商工中金も四億圓、それから農林中金も十億圓、こういうふうな金融債を発行いたしました全額償還済みであります。これはやはり国債の償還した部分の一部が金融債にかつて来ておるのであります。今月も今申し上

げました金融債以外に、北拓に七、八億の金融債を出そうとしております。金融債によりまする資金は長期資金でございますので、私の考へとしてはできるだけ金融債の分は中小企業の方に向くように、指導をしておるのであります。なか／＼戦争によつて非常な痛手をこむわり、かつ終戦後三年余りの間インフレの危機に直面したような経済を営んでおるものを、安定から自立に持つて行く場合におきましては、各方面からいろいろ／＼な障礙、困難があることは覚悟しなければならぬ。どこに支障がある、どこをどうしたかという議論があります。インフレをやめて安定経済に行く場合には非常な困難があります。その困難をたやすく見ておる国民が多いのではないかと。インフレを安定から自立へ持つて行くということは並たいていの仕事ではない。これは世界の歴史ではほとんど全部失敗に終つておる。これを日本は失敗せずによりよくこゝまで乗り切つて来たのを、わが国一般に乘にできるとか、金詰まりとかいう／＼な問題が出て来るのであります。いまだかつてほとんど歴史上なような大事業をして行こうとしておるのでありますから、非常な困難があると思ひます。しかしこれはどうしてわれ／＼は石にかじりついててもやらなければならぬ。できるだけその困難を少くするように、われ／＼日夜苦勞いたしておるのであります。今後なおかなりむづかしい問題が起つて来ることは覚悟しなければなりません。私は決して楽観しているのではありませんが、とにかく努力するよりはかしようがない。あまり先々の取越し苦勞をするよりは、努力でこれを越えるという

考へのもとにやつておるのであります。皆さん方の御支持によりまして、大体順調な経過をとりつつあると思ふのであります。今後一その御援助をいただきますと、とにかく世界の歴史上まれに見るインフレから安定、自立への道をなし遂げたいという覚悟のもとにやつておるのであります。至らぬところがございしますれば、国会を通じまして、最近の財政経済の事情のお話を終りたいと思ひます。(拍手)

○夏堀委員長 質疑を許します。小山君。

○小山委員 大臣に質問いたします。ただいまのお話の中で触れていなかった点があると思ひますので、このお見込みをお聞かせ願ひたい。朝鮮の事案が勃発しましてから以後において、金融あるいは日本の経済界は、今後においていろいろ変動するのであると思ふのであります。その見通しについて概略の御説明をいただきます。あと質問を続けたいと思ひます。

○池田國務大臣 ただいまも触れたのであります。この朝鮮事案がいつまで続くか、どういふ形態をとるかということにつきましては予断を許しません。ただいまの問題といたしましては、相當の輸出があるのではないかと、その輸出によりまして円資金がだぶつきますから、できるだけ必要物資の輸入をはかりまして円資金を吸収して、経済の再建とインフレの防止に充てたい。この程度しか申し上げられないのじやないかと思ひます。資本の拡大性は、今後の状況によほど違つて来ると思ふのであります。これがわが国の経済に悪い影響を及ぼさないよう、私

はいかなる場合にも万全の準備をして処し得るようには態勢をとつております。

○小山委員 朝鮮事件については、將來の見通しということが一つの前提となつて参りますので、詳しい的確なことは、大臣として言われることはできないであらうと思ひますが、さしたる問題としてお聞きしたいのは、きよりの新聞によりますと、外貨予算を一億ドル別に組んだということが載つておりますが、そうしますと、朝鮮事案によつて外貨が一億ドルふえる見込みがついたわけでありませんか。

○夏堀委員長 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○有田(二)委員 今の大蔵のお話の中で、わが党が選挙のときに公約しました公務員の賃上げの問題であります。警察予備隊ができるために、公務員の賃上げが遅れておるような意味に私はお聞きしたのであります。公務員の賃上げはわが党としても重大な関心を持つておりますので、いつごろできるのか、あるいはできないのか、できるならいつごろできるのであらうかという見通しがおわかりでありましたら伺いたたい。

○池田國務大臣 公務員の給與の引上げにつきましては、先般わが党の總裁から発表いたしましたように、来年度におきましては何であります。本年度におきましては、施政演説で總理が言われたように、できるだけ早い機会にやりたいというので、話を進めておるのであります。なか／＼困難な状態に立ち至つておりますが、私としてはできるだけ早い機会にやりたいという

ので努力いたしております。見通しはともすればつきり上げられぬ状況で、初めは相當有望だつたのであります。困つておるような状況でありまして、しかしできるだけ早い機会に上げたいということは、内閣全体の意向でありまして、関係大臣としまして、極力努力をいたします。

○高橋委員 大蔵大臣に一、二お聞きしたいのであります。朝鮮問題で各地のいろいろ／＼な業者が、六月の末日こつておつたのですが、急に停止されたので、非常に困つておる業者がたふさんあります。この決済をどういふふうな方式によつてやられる見通しでありますか。

それから先ほど大蔵大臣のお話を聞いておりますと、手形の引きかえについて、六十日間の借入れをいたしますと、大蔵省の銀行監察官の検査がやましの、一店本店の手を結なればだめだというので、そこはどうして十日間くらいは必ずあるのです。その間に業者は高い利息の金を借りて使うとか、あるいは持金をやりくりして、それによつて借りた金の決済をするというふうな、非常に業者としては耐えられないほどの苦痛があるのをごさいます。その点何らかの方策はないものかどうか。

もう一つは前々国会からも盛んに言われておる株式の長期清算取引の問題であります。これはだれに聞いてみても、なか／＼認可にならないのだというお話を聞きますが、大蔵大臣の行政力によつて、適當の機会にこれが許されるものであるかどうかということ

の三点をお伺いいたします。

○池田國務大臣 一番初めの問題は輸出信用保険制度で解決したいと思っております。今措置をとっております。

それから第二の問題の銀行の貸付状況ですが、これは手形の割引というか、ついでで行っておりますので、二箇月切りかえになつております。それが実質上はいわゆる商業手形でなしに、長期の運転資金というふうなものを一つ一語にやつておられると、そういう例は聞いておられるのでありますが、これはやはり相手方の信用その他によつてかわつて来ると思ひます。私どもとしても、單なる商業手形ならよろしゅうございしますが、實際は商業手形でないという場合におきましては、半年とか、あるいは長期資金の貸付をしたらどうかというので行つておるのであります。何分にも今の銀行制度は商業金融といふことが一つ、それを緩和するためにやはり金融債を発行して、長期資金を銀行にまわすことが適當だといふ考へのもとに、長期資金調達の方法として金融債をやることにしたのであります。

第三番目に長期清算取引の点は、これは私のただいまの見通しでは困難ではないかと思ひます。アメリカその他ではやつていないので、そしてまた今の清算取引というのは過当投機になりやすい制度ですから、今の場合はちよつとむづかしいのではないかという見通しを持っております。

○小山委員 今度方面をかえてもつとお伺いしたのでありますが、先国会で例の金融債の法律案を審議しました際には、あの金融債は大体まじきやつではないが、預金部で引受ける予

定である、こういうことでわれわれは非常に喜んでおつた。預金部にたまつておる金、あるいはこれからたまらうとする金で消化したら国内産業にまわつて行く、こういうことで実は非常に喜んでおつたのですが、会期が終つたあたりから非常にそれがむづかしくなつて、最近は何だかまざるでもう見通しがつかなくなつておられるやうなことを、新聞その他で見られるのでありますが、どういふ経過でそういうふうになりましたのか、お話を聞くとおられると、預金部資金は財政資金だといふやうな話があるやうであります。これが財政資金だといふのは、一体どういふことで財政資金になるのかといふことも、大臣のお考えをあらわしてお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、現在の金詰まりの最大の原因は、当面の問題としては、預金部あるいは政府当座の方は、そう大した金額ではないのであります。が、先ほど大臣の説明にもありましたやうに、見返り資金に相当巨額の金がつまつておる。これがまたどうして一向出て行かないのか、また向うは解放しようと思ひないのか、この辺のところもお聞かせ願ひたいのであります。そのついでにひとつ伺つておきたいのは、見返り資金は、たしか国内放出が済みました場合には、自動的に金が入つて行くやうな制度になつておつたかと記憶するのであります。けれども、これをひとつ改正しまして、しばらく見返り資金を使う見込みが立つまでは、政府当座なら政府当座に残しておいて、政府当座預金をしばらく民間の銀行に預託するといふやうな制度に改めなければ、この問題は起らないのじやないかといふやうなことも考えられるのであります。これらについての大

臣の所見も伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 預金部資金は二十四年の三月末は千億圓余りで、六百四十四億圓昨年中に増加しました。今年に至りましては五、六十億圓の増加であります。ただいまは千九百八十億、ちよつと二千億になん／＼としております。これをうまく使いたいという考えで、お話の通り金融債の引受け等に充てるつもりであつたのであります。が、なか／＼微力です。たゞいまのところ覚書が出ておられて、預金部資金は国債、地方債、そして食糧関係五公団以外には運用すべからず、こうなつておるのであります。この例外は、昨年の暮れに金融機関のために、とにかく百億圓だけ充てることを認めてもらつただけであります。こういうことから、どうも皆さんによく伝わっていないのか、われ／＼の話がいけないのか、た

とえば簡易保険とか郵便年金、これを郵政省の方へ持つて行つたならば、昔郵政省がやつていたやうに、家を建てたり、株式へ投資したり、社債へ投資したり、こういうことが出来るのだ、そういう考へが相当強いと思うのであります。が、實際向うと折衝いたしまして、なか／＼困難で、この郵便貯金といふのは大衆の零細資金だから、信託預金のような考へ方では運用すべきだ、こういう原則があるやうでございます。昨年百億圓のわくをこわしたのですね。向うへ参りまして盛んに話したのでありますが、どうも向うも、ワシ

トンの口も強いようございまして、ただいまのところでは国債に使うのだ、地方債に使うのだといふことで、今まで見返り資金から使つておる特別会計、あるいは公社への貸付というものは肩がわりして、見返り資金をふやそうという計画も私は持つておるのであります。が、まだ発表する段階に至つておりません。

見返り資金の方の繰入れは、援助資金の流入の額と補給金と合せて、一月ごとに見返り資金へ繰入れることになつております。四、五日前百三十億入れました、今四百八十億になつておる。これをかえるといふことはなかなか困難だろ／＼と思ひます。これをかえて、繰入れずに、政府の当座預金としておいてもいいのであります。その当座預金をまた銀行へ還元するといふことも、なか／＼許可がいろいろあります。そのわくがなか／＼これさうにまするが、微力です。この手をやつておりまうまう行きません。それよりもやはり見返り資金を早く何とか使つて行きたい。さしむきの問題としましては、昨年百億圓出して水力発電をやりました。これが七月から八月の中ごろでこの金が切れて、今までやつておる工事を休むといふこともとても耐えられない。何とかして発電関係に使いたいと思つたのでございしますが、まだ電気関係に今年度の見返り資金を出すことについて許可が来ておりません。私はもうこういうことばかりに、実は神経衰弱になるくらゐ苦勞しておるのですね。なか／＼うまく行かないのを遺憾としております。しかし何としても経済の復興は大事でありますから、で

きるだけ有効にこの金を使いたいといふので、ほとんど毎日のようにやつております。大体本年の資金計画を立てまして、予算のときにごらんに入れました資金計画は、一年間全体の輪郭だけでございますが、今年度に入りまして、今までの状況、これから三月までの預金部、見返り資金あるいは国庫の歳入歳出、そして各特別会計の状況を一表にしまして、絵にして、産業資金なんかにしても、安本と協力しまして計画を立てて、向うの了解を得るやうに極力努力しております。結果がどうなるか、今後はとも努力したいと思ひます。

○小山委員 よくわかりましたが、ただ国会の意見として、ひとつ関係筋にも大蔵大臣を通じて、大蔵大臣の口から申入れをしていただきたいと思ひます。預金部の資金は、地方公共団体あるいは政府機関でなければ使つてはいけないという覚書が来ておること、は、われ／＼も承知しております。しかし地方公共団体に貸した金は必ず返つて来るといふふうには、これは必ずしも言えない。地方の財政がつかれば税金は入らないのでありますから、当然これは入つて来ない。むしろそれよりは金融債にこれをまわして行つた方が、回収については、私は確実だと思ひます。銀行がつかれるといふやうな状態になつたときには税金もとれないのであります。どうも処置のしようがないのでありますから、ぜひこの点は金融債に投資するといふことは、地方債に投資するのと何ら危険負担においてかわりはないのだ、むしろその方

が国民経済を盛んならしめる意味においてよろしいのであるということ、よほど強くこれは大蔵委員会の皆さんも御存念のところでないかと思ひますので、ぜひこの線を押していただきまして、預金部の資金が地方公共団体以外にも、確実な産業資金であるならば、それが放出されるように一層の努力を、ひとつ大蔵大臣の手でやつていただきたい。これを希望として申し述べます。

○夏堀委員 竹村君。

中小企業の金融の問題についての保証制度を考究することでありましたが、この考究されておる保証制度と、それから現在ありますところの、各県における信用保証協会との関連性をどう考へておるか、あるいは無関係に別々に考へておるかどうか、その点をひとつ……。

○池田國務大臣 各地におきまして信用保証の協会は五十程度あつたと思ひますが、これは各公共団体に独立してゐるので、十分の運用がうまく行つておらないのであります。私が今考へておりますのは全国的な問題でございまして、国で出資するか、あるいは出資なしで行くか、今検討を続けておりますが、別個の考へで進んでおります。

○竹村委員 もう一点お聞きしたいことがあるのです。現在中小工業の金詰まりの緩和は、そういう制度においてやられるという考へは了承いたしますが、その以外に、一番下のそういう保証協会なんかにも関係でき得ないような所に融通してやる。たとえば国民金融公庫というような制度を、もつと拡大される考へはないのか。これを拡大

されないと、たとえばほんとうのごく小さい中小工業についての金融という道が、銀行からふさがれておるのであります。この出資等を国家においてもつと増大する考へはないかどうか。この点をお伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 ごもつとも御意見でございまして、今年度も十二億を計上いたしております。私はできれば来年度この倍以上をやりたい。そうしてまた国民金融公庫は、借入金ができないうふうになつておるのであります。これが法律を改正しまして、借入金ができるような方向へ持つて行きたい、こういうので折衝を続けております。

○竹村委員 もう一つお伺いしたいのは、大臣は先ほどのお話の中でもみづからお述べになつておる通りに、各地における農業協同組合というものは非常に預金が減少してゐる。従つて今度肥料公団等の廃止によつて、たとえば肥料購入等におきまして、協同組合の自己資金によつてこれを運用するということ、困難性が伴うと思ふのであります。これに対して当局はどういうような方法で、協同組合に対する肥料購入資金の道を考へておるか、あるいは農林中金等を通じて必要なだけお出しになる考へであるかどうか。

○池田國務大臣 肥料公団廃止に伴います金融措置をいたしましては、まず第一には今あります肥料公団から買い上げてやる。そうしてこれからすぐ流す方法としては二通りあると思ひます。農業関係機関を通じて出す場合、それから一般製造から卸売、小売といふ一般商業関係で行つてゐる場合と二

通りあると思ふのであります。農業の關係については御承知の通り農業手形でまかなう。農業協同組合の方に事業資金が相当あればよろしゅうございませうが、ない場合、足りない場合におきましては農業手形でやる。それから卸売業者を通じてやるにつきましては、商業手形というやつで行く。そうしてその要する金は公団が持つておる以外に、来年の三月ぐらいが一番たくさん出るものとして、二百五、六十億ぐらいまで肥料に要する手配はつけております。

○中崎委員 ちよつと遅れて来ましたが、多少前後の關係がわかりませんから、あるいは重複するかも知れませんが、大体簡単に質問するつもりです。ちよつと速記をとめてくださいませんか。

○夏堀委員 速記をとめて……。
〔速記中止〕

○田中(總)委員 昨日の連合審査会において、中崎委員からこの問題について大蔵大臣に御質問申し上げたことの答弁の内容と、ただいまの大蔵大臣の答弁とに、私のニュアンスの点ではありますけれども、どうも食い違ひがあるように思ふ。一日はまた關係方面と折衝中の過程のものであるから、たとえば予算案を出すか、予算以外の処置によるかという点については、まだ申し上げる段階には至つていないという意味に、われ／＼は了解したのであります。しかし大蔵大臣のただいまの御答弁によりますと、まだ予算の請求も何もないから、全然タッチしてないのだということは、吉田内閣の閣

僚の一員として、大蔵大臣として無責任きわまるものだと思う。ことにこの問題については、大蔵大臣の答えられる範囲で御質問を申し上げたいと思ひますが、マ書簡によりますと、債務償還その他のいわゆる財源によつて経費をまかなうということについて、財源を示唆した点があるであります。その点から私大臣にお伺いしたいのであります。当然債務償還費をもつて今度の警察予備隊の経費に充てることとなりまして、これは財政法上どういう取扱ひになるかという点について、まず大蔵大臣にお伺いしたいと思ふ。

○池田國務大臣 田中君にお答えしますが、私は一日お答えしたのと今のところかわりないと思ふ。たとえば中崎君の質問は、予算のスケールとか内容についてどうかと言われたから、その点はまだ連絡ありません、こゝ言つたのであります。一日の質問と今日の中崎君の質問とが違ふから、答へが違ふのであります。決して無責任と思つておりません。

次に債務償還費から出す場合において、三十三條の但書の問題がどうなるかということでありまして、三十三條の但書は、予算の流用につきましての制限を設けておるのであります。債務償還から出すときには、三十三條に抵触しないかという問題について研究を重ねておるので、はつきり申し上げられないのであります。

○田中(總)委員 前段の点であります。もうちよつと中崎君の質問は、予算のスケールその他について述べられる範囲で述べられてくれということでありまして、少くとも一日の大蔵大臣の答弁から見ますならば、同じような答弁を

繰返されるのがほんとうだと思う。しかしあなたはその点については全然タッチしないと言ふ。一日のやつは速記がありまして、今日のやつは速記がないからでありますけれども、現にわれわれが耳に聞いたところによると、一日のあなたの答弁と先ほどの答弁とは、先ほど断つたように、少くともニユアンスの点で、われ／＼の感じも少しぬけれども、私は一日と今日の答弁とにおいて、どうも大蔵大臣がこの問題について、國務大臣として全然タッチしておらないというはずはないと思ふ。ことに財源の点で債務償還費による云々というやうな問題も、書簡の中には出ておるのでありますから、そういう点から申しまして、先ほどの答弁は一日お答えになつたと同じ意味だと言われるならば、私了解に決してやぶさかではございませぬけれども、あくまでそういうふうにつづられるということになると、先ほどの御答弁は一日と確かにニユアンスの点において違ふものを、われ／＼感じておるのであります。それは見解の相違と言へば別であります。重ねてその点を申し上げておきたいと思ふ。

それからただいまの財政法三十三條の但書との關係の問題で、ただいま研究中であるということでございますが、予算の流用の問題につきましても、たとえば国鉄裁定その他法に基づく機關の裁定による予算の流用につきましても、きわめて厳格な態度をもつて、大蔵大臣は従来臨まれて来ておるのであります。従ひまして問題は、今度の警察予備隊の経費につきましては、たとえばけさの読売新聞等によりますと、かなり決定的なものが出てお

るかのごとき報導もいたしておるの
ありまして、これは新聞の記事で責任
は持てないと言えはそれまででありま
すが、少くとも天下の読売新聞ともあ
るものが、全然何らの根拠もないと
ころにあつた報導をやるはずもある
まい。われ／＼は新聞紙の報導につい
ても、ある程度の信用を感じておるも
のでございますが、そういう点から見
まして、相当の額になると思ふ。それ
からこれも一昨日であつたかと思ふの
ですが、政府と與党との連絡會議にお
いて、警察隊の設置に伴う予算並び
に法律手続等の関係から、たゞしこの
会期中に間に合わないといひまして
も、臨時国会はできるだけ早く開こう
という方針が決定されたやに、
これまた昨日の新聞紙でありました
が、報導をいたしておるのではありません
か、私、財政法の関係からお伺いし
たいのは、先ほど中崎委員から御質
問申し上げましたように、これは国民
経済の上にもきわめて重大な影響を
持つて来る問題でありますから、
われ／＼は当然この予備隊の設置に伴
います法的な措置、これは政府の方
でとられて、国会の審議を経べきであ
るといふ建前から、大臣にお伺いをす
るのであります。これまたそういう
観点に立つての折衝が進められておる
のかどうか。法律案並びに予算案を出
して国会の審議を経る、こういう観点
に立つて、政府が折衝を進められてい
るのかどうか。お答えのできる範囲で
けつこうであります。伺いたいと思
います。

○池田國務大臣 マ元帥の指令でござ
います。閣僚の一員としてタッチし
ております。それはおととい申し上げ

た通りであります。きよりの分は予算
の内容であります。タツチしてあり
ません。ニュアンスとか何とかとい
う前提での話でございますが、私の心境
に何らかの御心配をいたしません。
それから警察予備隊創設等の予算関
係につきましては、ただいま何も申し
上げる段階に至っておりませんことを
御了承願います。

○高田(富)委員 ただいまの問題は非
常に重大な問題でありまして、今、両
委員から誠意を込めた御質問がありま
した。この前も連合審査会におきまし
て同様の御質問がありましたけれども、
常、常になれ／＼が満足する回答が得
られないことを、非常に残念に思つて
おります。私はせめてこれだけのこと
は言つていただけるのではないかと
思ふ。というのは、現在の財政経済
を担当される大蔵大臣といひまして
、債務償還から相当額のものが出る
ということは、今の御説明の中にもあ
つたのであります。これが給與ペー
スの引上げや減税にどういふように影
響するかといふことからいひまして
、どの範囲までこれが可能であるか
といふような問題は、きわめて重大な
問題であります。当然当局と折衝
する。政府に対して御相談を受ける受
けないにかかわらず、大臣としては大
臣の意見、向うへ折衝してもらつた希望
条件といふようなものは、参考意見と
して、当然総理なり官房長官なり、直
接交渉に当られる大臣に對して、ま
して、いろいろ／＼なことが出ますか
ら、まず／＼国民は不安になるのであ
ります。この国会におきまして、明確

にそれらの希望する点、この範囲でこ
うであれば、こういう影響はあるけれ
ども、この程度であればこういう影響
にとどまるという程度で、希望
条件を述べておる。しかしまだ交渉中
なので、結果はわからぬというよう
に、はつきりとお答え願へば、われ
われはそれ以上を求めて追究しようと
するものではないと思ふ。従つて現在
折衝に當られておる過程において、大
臣としてどういふ希望条件、また希望
事項を持つて折衝に當つておられるか
といふ点を、せめて明らかにしてい
たいと思ふのであります。これが
一点であります。
もう一つは、三十三條のことは、こ
れが抵触しないかどうかを研究してお
るというお答えでありました。そうい
たしますと、これは国会の議を経ずし
て、政令でやつてしまふということが
前提となつて、三十三條に抵触するこ
とになるのだから、ならないのだろ
うかといふことを、研究しておるとい
ふふにたれるのであります。これは
ちよつとおかしいのであります。必
ず政令でやらなければならぬという
命令があらうからあつたのであります
か。必ず政令以外の方法でやつてはな
らぬ、国会にかけてはならぬという命
令があつたんだといふことであれば、
あるいはそういうようなことになるか
もしれませんが、もしあの書簡に現わ
れたことだとすれば、当然これは国会
にかけることが前提になる。そうして
一切の交渉も進めらるべきであると思
うのであります。この二点についてひ
とつ明確な御答弁を願ひたいと思ひ
ます。

○池田國務大臣 まことにいかんが
ら、その二点につきましては申し上げ
ることはできません。

○中崎委員 ちよつと速記をやめてく
ださい。

(速記中止)

○夏堀委員 速記を始めてくださ
い。

○中崎委員 朝鮮問題を契機といひし
まして、最近においてインフレがまた
漸次進んで行くのではないかと、こうい
う様相を帯びて来たような印象を持
つておるのであります。一つには朝鮮問
題だけでも長期のものであるというよ
うな予想、さらにこれが大きく發展す
るかもしれないという点をも、意
識的、無意識的に考へられまして、す
でに準備し買ひだめというふうな事
態が、ひんびんとしてあつた。こちらに
起つて来ておるのであります。最近に
おける株式取引の市況を見ましても、
そういう事情がこの面に強く反映して
おるとも考えられるのであります。ま
し／＼と考へるとすれば、せつ／＼と今
まで国民経済安定のために、国民が
忍ぶべからざるを忍んで来たところの
ものが、一朝一夕にしてひつくり返さ
れる。そして今度の段階において、も
しインフレが高進するといふようなこ
とになれば、そのときこそドツジ・プ
ランをもつてしても、とうてい食いと
めることができないといふ事態になる
のではないかとさへ、われ／＼は心配
しておるのであります。こういうふう
な問題に對して、大蔵大臣はいかなる
見通しと、そして今後の状況いかに
によつては、いかなる対策を用意して
おられるかといふことを聞きたいと思
ひます。

○池田國務大臣 私は見通しとしては
インフレにはならない、またたらない
ような施策をせむとつて行かなければ
ならない、こう考へておるのでありま
す。こういう問題について、これがど
うなつて行くかといふようなことは、
一國の大蔵大臣としては軽々しく言
うべきではないと思ふ。先ほど申し
ましたように、当座の問題としてはド
ル資金をかせぎます。通貨の膨脹があ
る。輸入をふやして行く。これを收縮
する。この程度に施策をめぐらして行
きます。

○中崎委員 一國の大蔵大臣として、
今のような重大問題を軽々しく口にす
べきではないといふふうな意見もあり
ますが、この点について一面におい
てはうなずかれる点もありませんが、ま
た一面においてはさういふことを口で言
う言わぬにかかわらず、やはりこれに
對する万全の策を講じなければならぬ
といふことは明らかでござります。ま
し／＼と考へるとすれば、せつ／＼と今
まで国民経済安定のために、国民が
忍ぶべからざるを忍んで来たところの
ものが、一朝一夕にしてひつくり返さ
れる。そして今度の段階において、も
しインフレが高進するといふようなこ
とになれば、そのときこそドツジ・プ
ランをもつてしても、とうてい食いと
めることができないといふ事態になる
のではないかとさへ、われ／＼は心配
しておるのであります。こういうふう
な問題に對して、大蔵大臣はいかなる
見通しと、そして今後の状況いかに
によつては、いかなる対策を用意して
おられるかといふことを聞きたいと思
ひます。

活の状態を心配しておる。これはただ米だけの問題ではなしに、スプ、人絹のような繊維の面にもこの傾向が現われておる。さらにこのほか重要物資の面において、すでに広くこうした考え方が具体的にも行われつつある。これはきわめて憂慮すべき事態である。われ／＼は考える。そういう面におきまして、物の面において十分の対策をこの際講じられなければ、遂に取返しのつかないような状態になることをわれわれはおそれる。大蔵大臣は、ただ金融だけの問題だというふうな立場でなしに、一國の経済財政を担当しておるところの経済閣僚として、こうした問題についてさらに具体的に、まずどういう大きな手を打つかというのをひとつお示しを願いたい。

○池田國務大臣 いろ／＼な問題につきましては万全の措置を考えております。○中崎委員 もうこれ以上追求してもあまり苦しいから、この問題はこれくらいにしておきます。次に見返り資金の性格についてお聞きしたいのでありますが、たとえば長期金融債は、この見返り資金を土台にしてまかなわれるというように一つの形が現われております。その場合におきまして、たとえば農業協同組合においてさらに十億円の増資をする。これについては見返り資金をもつて引受ける。そしてこれを土台にして農林中央金庫の本来の資本金十億円と、都合二十億円をもつて十倍の起債をして、二百億程度の融資をするという事は、一応構想としては考えられると思ひますが、その際における見返り資金の十億というものは、一体返すべきものであ

るのか。あるいはこれに対するところの発言権が一体どこにあるのか。将来日本の農村金融の元締めになるのではありませんが、そういうふうなものに一つの圧力と言いますが、一つの力が加わるようなことになるのか。こういう問題についてはわれ／＼が国家、さらに農村というような問題を考える上において、一つの大きな問題でもありまして、この際大蔵大臣からそれについての説明をお聞きしたいと思ひます。

○池田國務大臣 見返り資金からの出資につきましては、決議権を持つておりません。そうして一定計画のもとに償還することに相なつております。○中崎委員 今決議権を持つておらないと言われましたが、決議権でなしにその性格を聞いたのであります。それは将来償還をする。そうして償還をすればそれで終りだというふうになるのだと、解釈をしていいものかどうかという事であります。次に伺いたいのでありますが、政府は来年度においては一千億円の減税だというふうなことを言うておるのであります。また一面におきまして、債務の償還は来年度はないのだ、こういうふうな言うて、ことに大蔵大臣の委員会における説明もそうであります。かりに今度国際償還費の多くの部分が、国警予備隊の費用等に充てられると思うのでありますが、これは国会の承認を得べきものであるとわれ／＼は主張するのであります。しかしその形いかんにかかわらず、現実にはそれだけ償還がされない。要するに去年と今年とで全額の償還がされないというふうに帰着すると思ひます。

もし今年度において未償還の金額は残つても、なおかつ来年度は国債の償還はやらぬのかどうか。そしてまた今年の国債の償還に、当初予算に引当てられたものは千二百数十億のものであつたのでありますが、それについてかりに自由党の公約であります。一千億の減税が実現したとしても、償還しないといふばなおかつ相当の余剰がある。こういうふうなものは一体どういうふうな引当てる方針であるか。大まかなところをひとつお聞かせ願いたい。

○池田國務大臣 自由党の選挙以来の一千億というものは、国債において七百億、地方税において三百億、こういうふうなことを総務会できめたのであります。私はアメリカから帰りました。七、七、七の減税は多分できるだろう、というふうな努力する、こう言つて今まで進んで来ておるわけですが、先ほどお話し申し上げたように、債務償還をやめ、そして米の値をできるだけ高くする。輸入補給金が非常に減つて参りますと、千億余りの財源ができまゐります。そこで七百億円の減税をし、三百億余りで給與の引上げあるいは社会政策の施設、文教刷新の施設をする、こういう考えでおつたのであります。本年度から警備予備隊の費用がいろいろありますが、本年度は債務償還費が五百億ありますから、これでまかなえると思ひます。来年度は新たに今までにおける私の予定よりもふえて来るわけでありまゝから、ほかの点はできるだけ節約いたしまして、また輸入補給金などできるだけ少くして、七百億円の減税に全力をあげたいという考えでおるのであります。本年度一般会計で財政

法その他の法令に基くもの以外の債務償還が五百億、警備予備隊の關係で若干減少しますが、そうすると、その分だけ来年度債務償還をするかという御質問であります。私は来年度は財政法等に基くものは債務償還はしないと考えております。○夏堀委員 まだほかに質問者もありませんから、簡単に願ひます。○中崎委員 質問者もありませんが、別に時間の制限をつけてやるといふ打合せもないのでありますから、その後において協議されるのは別であります。○夏堀委員 簡単に願ひます。○中崎委員 次に公団に關係するものであります。最近あらゆる公団において思ひまわしい問題が次から次へ起つて参りまして、公団末期におけるその行き方については、国民ひとしく忿懣を禁じ得ないものがあるものであります。これにつきましては直接当該の所属官庁の責任もあるものであります。一面において大蔵大臣の責任もまた重大だと考えておるのであります。これは同時に結局においてその始末、いわゆる金銭的な面における損失というものは国民全体にかかつて来るものである。一面におきまして、またこうしたこの腐敗、墮落の姿というものは、国民の精神的面においても非常に大きな影響力を持つものである。こうした点について大蔵大臣は、今日までこの許すべからざる公団の思ひまわしい問題について、一体いかなる調査をされ、さらにまたいかなる対策をとられようとしておるのであるかということが一それから現在まで各公団別に大蔵省

において知り得た公団の赤字、一面においてははその不正による損失、一面においてはまたやり方の悪い、いわゆる不当な扱いによる赤字、一面においてはやむを得ざる赤字、こういうものが一体各公団別にどの程度あるのか、こういう二つの問題をお聞きしたいと思ひます。○池田國務大臣 公団の不始末が續々出て参りますことは、まことに遺憾しごくに存じておるのであります。われわれは先般来年度の暮れから経済調査庁に依頼しまして、各公団について大體の調査をいたしました。その中に相当赤字の公団もあつたのであります。そういうものにつきましては、早く在庫品を整理するとか、大蔵省としては赤字を引継ぐのがいやですから、公団がやりますと、管理は大蔵省で引受けることになつておられますので、前々から注意をいたして、できるだけ公団の損失を少くしようと努力しておるのであります。また不始末の原因なんかを探求いたしまして、一、二新聞にも載つておりましたが、それはそれとして、公団預金を一手に大蔵省預金部に集めることを考えています。これまた公団預金を市中銀行から全部引揚げてしまひますと、それだけ市中は金詰まりを生ずることになります。預金部資金をまた逆に銀行へ預けさせるようにして、くれればよいのであります。預金部へ貸し出すことができないという事になるので、結局やむを得ざるおそれがありますから、公団は新規の預金は預金部へ預けることとするが、古いものはそのまま市中銀行へ置いておくというふうな方向で検討をいたして

おりまして、あの手この手で大蔵省として注意を喚起して、公団別に大蔵省の赤字を三、四箇月前に調べたことがございますが、総じてあまり赤字がないようにございます。ある一つの公団に三、四億くらい、この公団の名前は言わない方がいいと思いますが、三、四億くらいあるのがあるんですが、総じて大赤字がないような状況でございます。この機会にこれは申し上げた方がよいと思いますが、配炭公団も大蔵省で整理を受けまして、赤字の補填四十三億を予算に計上したのであります。四十三億までいりません。ほとんど貯炭を処分いたしました。この赤字が非常に減つて来ると思いますが、公団をやめると、繰返して申し上げますが、大蔵省がみな引受けるのでございまして、主計局を通じて注意をいたしておるのではありません。何分にも不心得者を全部監視するというわけには行かないので、ああいう不始末がどんどん出て来るといふことは遺憾であります。赤字を減さないような方法をとつて行きたいと存じております。

○中崎委員 総じて大して赤字がないというところでありまして、これについては相当な努力をして、今までの赤字を穴埋めしようとしておるのではないかと、これを感ずるものがあります。これはすでに廃止となり、あるいは廃止となろうとするような公団の場合におきましては、手持品を不当に高く売りさばいておる。一面においてこれは国民に赤字を負わせないという意味においては、非常にけつこうであり、また

重要な物資について公団を設けて、国家的な仕事をこの公団に担せしめるというところの、このそもそもの立法の精神並びに運用の場合においてもその精神が、公団が廃止になつても、その重要な物資について国民経済の上に大きな変動がないということが、当然の帰結でなければならぬと思ふのであります。それにもかかわらず、あるいは統制が撤廃になつたから今度は自由に売るので、そして市場価格で売るので、というふうな意味において、市場に対して、非常に大きな影響を與えておる。一面において統制ははずれたとは言いがたが、一面統制があるために、またこれがやまつても急に変化はないのだという見通しの上に立つて、この公団の廃止の処置をとられ、公定価格廃止の処置をとられたのだと思ふ。実際にはその翌日からばかつと、あるいはすでにその統制が廃止される前から重要物資の価格を引上げておる。これは明らかに公団法の違反だとわれわれは考へておる。そういう措置を置まして、むりをして不当に値段を上げてやつておるという事実も多々ある。いわんやもしこれが悪徳官吏あるいは業者と結託して穴を明けたその穴までも、こうしたもので埋めるといふようなことになれば、国民に対して思ふところの迷惑を及ぼすという結果ともなる。そこで大蔵大臣に対して特に要望することは、公団廃止後の措置として手持品をさばく場合においては、市場価格あるいはその公団の今日までの運営、あるいは実際ににおけるところの業務の不正、不当、こう

いうような問題も十分にひとつ検討した上で、これらの問題を処置していただきたい。これを希望すると同時に、もう一つには、こうした公団を打ち切りにするところの場合においては、すみやかにその公団の事務を各主管官庁においてこれを引受けること、ことにする。公団として残りの仕事をやらせるというところ、非常に大きな不正が起り得る。今までの穴もそうしたところにできた。さらに莫大なものが、あるいは権利、あるいは金銭、あるいは物、あるいはいろいろな形において不正に、あるいは不当に処分される心配がある。そこで関係主務大臣とも十分打合せの上で、こうした弊害のないように努力されるお考えがあるかどうか。この点をもう一つ聞いておきたい。

○池田國務大臣 先ほど申し上げましたように公団廃止になりますと、清算は今までの例から申しますと、大蔵省でやるのが例になつておるのでござい。従ひまして清算人とかには、今お話のありましたような点は注意いたしまして、弊害のないように努力いたしておるのであります。今度の肥料公団の廃止につきましても、われわれはなるべく損をしなくないものですから、もつと買つてくれという非常な要望があります。私は通常の在庫品は買ひ上げない。こういうことでとにかく損をしないように、大蔵大臣としては万全の措置をとつておるのであります。

○田中（義）委員 きよの午後の大蔵大臣の金融問題に関する御説明で、朝鮮事が日本の財政経済にどういう影響を及ぼしておるかということについて、実は相当具体的にお伺いしたかったものであります。先ほど私中座中に大蔵大臣から御説明が若干あつたようでありまして、最近輸出が非常に伸びて、ドル資金が潤沢になつて来た。これは下手するとインフレの方向へ持つて行く危険性がある。輸入するところによつてそうしたことを阻止したい、こういうような措置をとつておられるという御説明があつたやに承つたのであります。朝鮮事が解決することの見通しとの関連において見なければならぬので、相当むづかしい問題であらうかと思ふのであります。一面朝鮮事が日本経済の上に、ある面における実力というが、そういうものを増大しておる関係が、たとえば最近における株式市場のブーム的なものに現れて来ておると思ふのであります。政府の方では大体今月中に、明年度予算の編成の基本方針も御決定なさる。朝鮮事の現在の段階、またこれが相当長期化するという前提の上になつて、大蔵大臣として予算編成の建前から、日本の財政経済の上になつておる影響を及ぼすとお見込みになつておるかということについて、さらに具体的にまた詳細に承ればたいへんけつこうだと思ひます。

○池田國務大臣 直接財政面では警察予備隊等の予算以外に直接に影響はございせん。ただいま政府は外国為替特別会計あるいは貿易会計等がござい。ますので、この辺の予算についてはある程度影響があるかと思ひます。これも既定予算でまかない得ると見込んでおります。経済的にはどうかと申しますと、ある程度ストックが換価されるようになりまして、そこでまたある程度必要なものを生産するというところになると思ふのであります。これも日本経済全体から言つたらたまたまのところさう大した問題ではないと思ひます。しかし大した問題でなくとも特殊の需要が起つて参りますので、先ほど申し上げましたようにこれが解決策といたしましては、いろいろ手があるものであります。こういう突発的な事件でございまして、いかなることが起つてもそれに対応し得るような措置は、時々とるようになつておるのであります。

○田中（義）委員 大体現在の段階においては、大臣の御述べになりましたやうな状況だと思ふのであります。が、かなり特殊需要が起つておると思ふのであります。たとえばトラックス、セメント、カン詰というやうな面で、私の聞き得た範囲においても相当の何というか、注文というか、需要が起つておるやうであります。そういうやうなものは大体貿易関係を通じて、ドル資金の潤沢化という形になつて現れて来ておるのだらうと思ふので、必ずしもそうでない面もあるのではないかと、私には懸念するものであります。

そこでこの際伺つておきたいのであります。財政的な面におきましては、終戦処理費の最近における支出状況と申しますか、そういうやうな面には何らの変化が現れておらないかどうかというところが、第一点であります。それから第二点といたしましては、相当地的に解決するといひたいし

しても、多少の支出を要するし、下手をするとは第三次大戦への口火になりはせぬかという点から、言われておるのではありませんが、その面から見ると、特殊需要というものが、相当今後増大して行くという点になりますと、何かこの関係から来る受注を、一括して受けるような機関を設けなければならぬのじやないか。率直に言つて対華援助のドル資金も、先般朝鮮事件が起つてから三億ドルでありますか、決定されたような外電も聞いておるのであります。そういうようなものがある意味において輸送関係上近いところで調達するということになりますと、勢いそういうようなものが日本のストックをドル資金で持つて行く。これが貿易における活況という形になつて現れて来ておるのだらうと思ふのであります。やはり今日生産が相当伸びまして、安定への方向をとつておるとは、やむを得ない、やむを得ない特殊需要の面に相当のストックなり、あるいは新しい需要が起つて参りますと、国内の物資の需給関係をアンバランスにするおそれがあると思ふのです。そういう意味でこの点は政府において、何らか国内の物資の需給にアンバランスを起さないような配慮を、実は今からしておかなければならぬのじやないかと思ふのです。が、そういう点について大蔵大臣として、特にドル資金を確保するという見地から見ても、今からお考えになつてしかるべきじやないかと思ふのです。が、この点について大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○池田國務大臣 御質問の第一点の終戦処理費の使用状況は、別に異状はございせん。朝鮮関係につきましても、分は、八軍が向うのE.O.A.機関と相談して発注しております。原則として終戦処理費には関係はないのでございす。従いまし終戦処理費の使用状況は、どちらかといへば例年より出が惡いくらいでございす。

次に物資が朝鮮の方へ行くということになると、アンバランスが起きて物資不足、ドル資金の過多、円資金の供給過多という事態が起りはしないか、こういうお話でございす。これは先ほど来答弁したのでございす。これは先ほど答弁をそれに対処するように組みまして、必要な物資を獲得したドルによつて輸入して、そして国内に置いておく。たとえば棉花にしてもあるいは機械器具にいたしましても、そういうものをどしどし輸入しよう。そして外貨予算を早急に増額して輸入をはかる、こういう考えでございす。

○田中(輔)委員 もう一点、最後の点の外貨資金の面の予算において、十分その点の対策を考へて行きたいという大蔵大臣の御答弁でございす。最近日本の内地におきまして、連合軍の關係においてドル資金で日本の物資を調達しておるものは、やはり一応外資委員会と申しますか、外貨は国で買ひ取つてそれに見合うところの円資金を結局日銀から調達する、こういう形に相なつておりますが、そこをもしそういう形でかりに一億ドル程度のものが出るといたしまして、三百六十億というふうな、その面から来る通貨の膨脹というものを、われわれは考へなければならぬと思ふのです。その点を操

作する意味において、このふえたところのドル資金で輸入を増進して、国内でストックを持つて、こういう御方針だと了解してよろしうございす。

○池田國務大臣 その通りでございす。

○奥村委員 私は一点お伺したいと思ひます。先ほど同僚小山議員からの預金部資金の運用について、司令部とどういふふうな御折衝になつておるかという御質問に対して、非常に懇切に、また率直に御説明はありましたが、残念ながら大蔵大臣としての御答弁には、不満足な点があるように思ひますので、重ねて私からお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

それは先ほどの中崎議員からの御質問にもありましたが、自立性の問題であります。預金部資金の運用について司令部がなぜ指令を出して、非常に厳格なことを言うて来ておるか。そしてそれがわれわれの納得の行く話ならぬ、それが納得がでない。われわれの納得行かぬのであるから、大蔵大臣ももちろん納得は行かぬだらう、お困りだらうと思ふそれをどの程度にどういふふうにお話になつたかという点について先ほどお話があつたが、まだ足らぬと私は思ふのであります。それは財政の均衡あるいはまだドッジ・ラインの基本的原則について、これは向うの指令も受けなければならぬと思ふ。しかし預金部資金の運用について、なぜ向うが厳格にそこまでするのか。一般銀行預金については、向うはそう指令があるいはその他制限はやつておらぬように思ふ。預金部資金だけである。預金部資金とい

うものは、一般財政と切り離れております。これに対して向うがとやかく言ふというところは、單にこれは國民の零細預金であるからして、赤字その他で預金者に迷惑をかけてはならぬという建前から言ふのであるとするならば、あまりに向うは立ち入り過ぎるのではないか。それから向うの指令によりまして、今日二千億に達するところの預金部資金が、全部満足に運用できるとは思わぬ。また預金部資金というものは最近だん／＼かわつて参りまして、必ずしも零細預金とは言へない。これの運用が今日金融の面において一番重大な問題だ、これをわれわれ／＼としては少くとも金融債くらいには運用するのが当然である。向うはその金融債に対しての運用をなぜ承知しないか。それをどこまで大蔵大臣はお話になつたか。これに対して大臣の思ひ通りにならぬとすれば、大臣として、場合によつて重大な決意をなさつてもしかるべきものである。またこれが実現せずして円滑な金融がでけるとお考えになるか。

その点を重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。私は過去にさかのぼつて考へてみますと、石橋大蔵大臣の當時、大臣はその当時主務局長であられたが、あのとき石橋大蔵大臣は相当重大なる司令部の指令、つまり戦争債務を全部打切れという指令に対して、大蔵大臣の地位にかつても指令全部は受取れない、非常に強硬な態度で出て、これはいかにも悪いかはわからぬが、かなり自主性のある政治をとられたと思ふ。また今日、西ドイツにおける四月の税法改正における事情などを承つてみますと、これもまた連合軍の弁務官に対して相当強硬な政治をや

つておる。こういうことから考へて、たかが預金部資金の運用について、單に向うの指令をうのみにするこの態度は、どうしてもわれわれ／＼は納得が行かぬので、もう一度御苦心のあるところ、また決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 この問題につきましても、東京におきましても、またワシントンにおきましても、かなり論議いたしました。が、なか／＼こちらの言ふことが通りません。昨年の暮れはあつた状態で、指令以外に先ほど申し上げましたように、百億円の一般銀行に對する預託金が行われた。ただいまのところはなか／＼できない。理由はどうかと申しますと、お話ししましたように、これは信託預金の方で運用については考へなければならぬ、こういうことが主であるようであります。そこで金を遊ばせておくわけには行きませんから、ほかの方法でこの預金部の資金の活用をはかるように今折衝しております。これは先ほど申し上げましたように、見返り資金から出ていた金を預金部へまわす、こういうことになつております。それで見返り資金をふやしてこれを産業資金へまわす、金融債へ出すという方法であれば、金はどの金でも同じであります。こういう方向へ行こうとしておるのであります。

次に思ひように行かなければ、重大な決意をしたらいいじやないか。これはそういう考へ方もありまじやう。しかしこれは今ほど考へねばならぬことでは、私は今預金部の金を自由に動かさぬから、やめるといふような考へ方を持つておりません。自分の一身上から

いへば、私はいつでもやる気持は持つております。しかしこれは私はせつかく安定計画の仕事をやつておるときに、さしたる問題で短気を起すといふことはとりたくないと思ふのであります。全体の問題として、決意をするのはいつでもやぶさかではございませんが、個々の問題で決意とか何とかいふようなことは申し上げたくないと思ひます。

自主性の回復につきましては、もとより西ドイツの例などもよく知つておりますが、これはやはり大局から見、日本国民の将来といふことから考えまして、立つ腹もいつと申しまするか、うまくやつて行くのが国のためだといふ氣持を持つて、一挙手一投足に ついても注意をしておることはもちろんであります。それから預金部資金の問題ばかりではありませんで、いろいろな問題もあるものであります。やはり占領をされております場合に、おきましては、いろいろなことを考へて注意深くやらなければならぬことはもちろんでございます。ただいまお話のように、重大な決意をする氣持は、ただいまのところありません。

○農林委員 預金部資金について向うがいろいろ指示あるいは制限を出すといふことは、いわゆる信託のためであると言われたが、私はそうじやないと思ひます。預金部資金の運用について、一体向ういつまでさしずをするのか。そうではない、私はこれはやはり経済安定政策の一環として向うが口出しをしてゐる。しかしこの預金部資金の運用について、何もドッジ・ラインを變更したりどうしたるわけじやないで、この預金部資金についての向

うの口出しに対して、大蔵大臣が反駁せられない。あるいはどういふふうな反駁をせられたか、そこをお尋ねしたいのです。それで理由がわかればこれはやむを得ぬが、向うの理由がはつきりしないのでその点をお尋ねしたい。

○池田國務大臣 いろいろな点を言われておりますが、私の力の限りは盡しておるものであります。先ほど申し上げたような状況でありまして、これは何と申しますか、やはり金融政策でも各人各様の考え方があるので、一がいこつちの方がいいといふことを押しつけるわけに行きません。預金部資金ばかりでなく、いろいろな点もあるので、これは信託預金といふようなものだから、運用について万全の措置をとらなければならぬ。こういう点が最も重大な向うの論拠であるのであります。

○高田(審)委員 先ほどの田中委員の御質問にちよつと関連するのであります。ただいま事件が起りましたから第八軍の現地調弁といふような形で、相当緊急の必要に應ずるために、どんなやられてゐるというのを聞いてゐる。当然またそういうことを予想されるのであります。その結果非常にこの支拂い関係、あるいはこれに應ずる態勢の方で、混乱が起るような可能性はないかどうかといふことは、相当心配されるわけでありまして。先ほどの御説明で一億ドルとか幾らとか言われましたが、全然政府の管理しておつた外貨予算のわく外のものがあつて、その方というふうなお話であつたようです。これは額はどのくらいあつて、そして今後の見通しも相当これが長期化するといふような見通しのもとにや

つておられるようであります。そうなりますと、はたしてそれでまかない切れるものであるかどうか、そのあとどういふふうになるのか、こういう点についてひとつ御説明願ひたい。

○池田國務大臣 御質問の御趣旨がわかりませんからもう一回……

○高田(審)委員 先ほどの御説明の中では、大臣がアメリカにおいでになつたところが大体わかつた。今までの決着じりで、外貨が日本政府の管理してゐた範圍外にもあつたといふようなことで、大体その方面の今度一億ドルでしたか、出されるようになったといふような御説明がありました。今後の軍の調弁関係の受取は、その方の勘定からドルで支拂つて行くといふような御説明であつたように記憶しておるわけでありまして。そうすれば、これはなおこの後も、今言われた一億ドル以外にも、そういう方法でまたできるものであるかどうか。現にそれがもしそれきりのものであるとすれば、その後どういふふうになるか。この点御説明願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 一億ドルといふ言葉は私は使つたことがありません。それは終戦後の輸出超過によつて、だんだん外資が日本政府所有のものがふえて参りました。従ひまして政府貿易が始まつた場合、五千七百万ドルという運送資金もだん／＼ふえて参りました。そしてまた輸出も相当伸びておりますから、その伸びた金を有効に使おう、こういうことを申し上げたのであります。金高は言つておりません。一億ドルといふことは、質問者が外貨予算を一億ドルふやしてやるのじやないか、こういうお話だつたのであります。

すが、これは一億ドルかどうかかわからぬ。明日閣僚審議會があつて外貨予算の問題が審議されるから、そのときの数字を見なければわかりません。こゝう答へたのであります。そしてその外貨予算のほかに日本政府の外資はどれだけあるか。これはただいま申し上げるわけには行きません。それから朝鮮関係で八軍の物資調達によつて金の支拂いはドル資金で拂われまして、ドル資金は外国為替銀行を通じて、外国為替管理特別会計に集まつて参ります。そこで外国為替管理特別会計がこれに円にして民間に交拂う、こういうことになるわけでありまして。

○高田(審)委員 そうすると将来はずつとこの関係で長引きまして、そういう関係の外貨の取得が相当増大する見通しであるが、その結果インフレになるというふうな御説明がありました。それを今度はインフレを抑止するため輸入をその外貨でやる。そしてそれを放出するといふようなお話でありましたが、その場合にはたして自由にその外貨で入れたものを民間にどん／＼出して、資金を吸収するといふようなことが、こちらの自由に計画通りうまう行くとはちよつと考えられないのであります。ことにこの場合に入つて来るものが、いろいろな特殊な物資が入つて来るというところによつて、多くの場合それを保管しておかなければならぬといふふうな性質のものがある。ふえるのではないかと、危険性も考えられるわけなのですが、その点確實にそのいふふうなことで、インフレを輸入の方法で抑止できるという確かな見通しと、自信をもつておられるのかどうか。

○池田國務大臣 どうも御質問の趣旨がわからないのであります。非常に悪い面ばかりを想像して御質問なさつておられますが、ドル資金が入つて来ます。ほとんどの物が出て参ります。このドル資金を物にかえて日本経済の円滑なる運営、そして日本経済の根柢を強固なものにする、こゝういふ考えで進んでおるのであります。私は少くともそれが最もよいと思ひます。

○高田(審)委員 はつきりと貿易の關係になつて、外貨を獲得して、それから輸入するといふことになれば、一応そういうことになると思ひますが、他面非常にやほり急の場合でありますので、どこでどういふふうな調弁方法をとられておるかといふことも、なかなかつかみにくい面があるのではないかとと思ひます。たとえば電通なら電通の關係なども、やはり緊急の必要に應じて相当長距離の電話などを使うといふようなことで、協力する場合も相当あるであらう。あるいはまた運輸の關係などは、むしろそういうような需要に應ずる輸送などが相当あるのではないかとと思ひますが、そういうふうなものにつきましては、その決着はどういふふうになつておりますか。また現在相当程度にのぼつておるうちに想像されますが、大蔵省ではどの程度にかんでおられますか。

○池田國務大臣 これは各省でやりまして、第八軍の要求によりましてやつた分につきましては、別にドルで決済するようになつております。

○小山委員 二点ばかり追加してお伺ひしておきたいのは、中小企業金融についてであります。昨日偶然のことであつたところによりまして、この

ないために、掛売りをやつておる。従いまして收支の面に現われておる点から見ますと、ある程度酒は売れておることになつておりますが、内容はただいま申しましたようにほとんど掛売りをやつておる。従つて税金は酒屋が立てかえておる。こういうのが現在の実情であります。そこでこういう状態が長く続くことになりまして、当然酒造家の中には破綻に瀕し、倒産するところの業者が出て参る、こういう結論に相なつて参るかと考えます。さらに現在の酒類卸機関であります甲機関、あるいは乙機関の内容を調査いたしますと、ある機関のごときは数億円の借金をいたしまして、その借金によつて現在の酒の配給をやつておる。こういうのが現在の実情でございます。さらに今日のごとく甲機関、乙機関が競うて掛売りをやつておるこの実情が続きますならば、おそらく甲機関も乙機関もこれまた破産に瀕するものが出て参ると考へるわけでありまして、そこで先般大臣が答弁されましたように、次の通常国会、来年四月以降より値下げされるということになつて参りますと、相当数の酒造業者の破綻に瀕する者が出て参ると考へます。承りますとシヤウブ氏が今月の末に参られるということでありまして、シヤウブ氏が参られましたならば、この酒類の値上げはシヤウブ勧告によつて政府も実行されたものである、この私は考へますので、シヤウブ氏に御相談に相なりまして、次の臨時国会に酒類の値下げをやらされる決心はないか、その点をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○池田國務大臣 酒類の売れ行きは、

各酒類によりまして非常に異なつております。ビールは非常にいい。しょうちゅうは一時よろしゅうございましたが、最近ちよつと頭打ちのかつこうにあつてゐる。清酒はまあ順調に行きつゝあつたのでありますが、これは夏場で売れ行き不振でございます。従つてお話の通りに、強く減税の要望もあります。また業者の方でも掛売りをやる。それからまた甲機関、乙機関の方でも、昨年は非常によかつたのですから、その甘い夢をまだ忘れきらずに、経費の節約をはかつていない。そして今申しました掛売りをやる。こういう事情は私も十分知つております。従いまして酒類確保の上から、先般も国税庁を通じて、配造家につとめて掛売りをするな、そのための金融はできらば主税局と銀行と相談の上見る、しばらく掛売りはしないように指導しろ、ということ、実は申してゐるのであります。こういう関係で何とか当座を越えたいと思ひます。

減税の問題でございますが、私は先般本会議で申し上げましたように、まず所得税を減税し、次に酒税の方に手を伸ばして行きたいと考へております。これは来年度のことで、今年度から酒造税を下げるということは、なかなか困難な問題ではないかと思ひます。なるべく早い機会に少しでも下げたいという気持はありますが、それよりも、やはり密造の取締りをもう少し厳重にやるべきじゃないかという考へを持つております。密造の取締りをやると同時に、酒屋さんは掛売りなどをしないように、しばらく減税の機会まで待つてもらいたい。それでは本年度減税をやるかといふと、先ほど申しましたように、かなり困難な状況ではないかと思ひます。減税すれば、それだけ酒がたぐさん売れるというの、一つはよくつて、もう一つは、そうばかり行かない場合もありますので、根本は、密造を取締るのが第一だと考へております。

○川野委員 ただいま大臣の答弁を承りまして、非常に私悲観いたしました一人であります。と申しますことは、ただいまの御答弁によりまして、金融の都合をつけるならば掛売りはまるであらう、こういうような安易なお考へは、品が売れないから掛売りをするのである。こういう実情でございます。ゆえに品が売れないという理由は、どういう理由か。この点をひとつ深く掘り下げて御検討が願ひたい。その一つの理由は、先ほど来私が申しました、酒類の値段が高い、こういう原因でございます。その原因を早くなくしていただくたい。さらに第二の原因は、ただいま御説明になりました密造の取締りでございます。しかし政府は密造を取締る、取締るといふお話を承るのでございしますが、取締りにつきましては相当の予算がいります。昭和二十四年度の密造の取締費と二十五年度の密造取締費は、予算の面においては同額であります。そして昭和二十四年度の酒税額は六百五十億でございますが、本年は千三百億という莫大な酒税を確保しなければならぬ。こういう建前になつておられますので、従いまして密造取締りというこの言葉で行くならば、当然予算が相当に増額の御計上を見なければならぬ。こういう結論に相なる

かと考へるのでございます。予算を増さずして取締る、取締るとおつしやつても、實際面においては実行不可能である。こういうように私は考へられると存じますので、この点につきまして重ねて大臣の御答弁を願ひたいと存じます。

なお実は今年の酒造税は千三百億が予定されております。しかし私の調査いたしましたところによりますと、おそらく本年度は配造税が千二、三百億は、現在のままで行くならば確保できるのではなからうか、こういう見通しを私はいたしております。従いまして二、三百億は、政府の予定よりも財源をたくさん確保できる、こういう見通しでございしますので、これらの点にらみ合せまして、さらに減税の点において御検討される御意思はないかどうか、この点もお尋ね申し上げたいと存じます。

○池田國務大臣 酒造税を引下げることに、反対するものではないと思ひます。今の財政状況から申し上げまして、本年度中に酒造税を引下げることにつきましては、なかなか困難な点がある、ということをお願いしたのであります。

御質問の第二点の、密造の取締費をふやしてないから、取締りができない、こういうお話でございますが、税の実際から申しますと、私は人のやりくりによつて相当の取締りができるのではないかと、予算の問題よりも、士気の問題だと思ひます。これは御承知の通り、かなり危険を伴う場合があるのであります。そこでえてして引込み思案になりがちのものであります。これはいろいろ／＼な手を使つてやれば相

当効果があることは、最近名古屋市中におきまして一齊取締りをやつて、それがすく／＼酒屋の売れ行きに響いてゐる。こういう実例があるのでございします。これは人のやりくりをして、できるだけ取締りを強化すれば、とにかく取締りをやれば、その効果はきめんに現われて来るものだ、ということは、実例が示してゐるわけでありまして、これを十分勵行して行きたいと思ひます。

次に今年度の千三百億の予算が今の通りで行けば、千三百億ぐらゐ出るのじやないかというお話でございます。税金がそういうふうにとれそうだとつても、お話の通りに、なか／＼清酒の売れ行きが悪くございしません。しょうちゅうも四百五十億と申しましたも、密造が二百五十億ぐらゐで売られてゐる状態で、思うやうに行かない。そこであまり売りあせりをしなさんな、こういう意味で、金を借りて仕込んでゐる製酒家については、銀行の取立ても相当急なのであります。とにかく倉にあるのだから、一々の売れ行き不振の状況を考へて取立てをしないように、そして来酒造年度の仕込み資金をただいま心配してゐるのであります。この問題についてもできるだけ金融を考へる、こういうことで行つてゐるのであります。たぐさん売れて、千三百億ぐらゐ入ると申しましたが、私は今の状況ではなか／＼困難でないかという気持を持つてゐるのであります。これは予算なんかの問題は、酒が今売れ行きが悪いからといって、所得税をほつておいて、酒だけ下げるといふことには、なかなか／＼實際問題として行き

にくい。物品税の方にいたしましたし、も、五割とか六割という税率をもつと下げろという、かなり強い要望もあります。これは減税問題は、全体と関連して考えてやらなければならぬ問題でありますから、なるべく早く減税したいということ、私も年々の主張でございます。減税には努力いたしますけれども、今年度においてどれだけ減税するかというところは、たゞいまのところではちよつと申し上げかねるのであります。実情を見まして、とにかくたゞいまのところ、密造の取締りと同時に、酒造家において売りあせることをしないように、指導して行くよりほかはないと考えております。

○川野委員 たゞいまの大臣の答弁では、密造取締りは人員をやりくりして効果を上げたいということでありましたが、実は大臣はあまり下情に御通じないようであります。現在密造取締りには税務官吏だけではできないのであります。相当数の警察官を使わなければ、密造取締りはできないのであります。こういう現状でありますので、予算がある。こういう結論になつて来るのであります。大臣は下情に通じておらないので、よく国税庁あたりを調査していただきたいのであります。現在の予算では密造取締りは絶対不可能である、こういうことを国税庁の各係も申し、さらに地方税務署等においても、現在の予算では不可能であるから、酒造業者に相当額の寄附を要求しておるような実情でございますので、これらの点ももう少し御調査いただきまして、実際に即した政治をやつていただくように私は切望いたします。さらに先般酒税局長にも質問いたしました

のであります。今年はあるいは二、三百億の予算超過になるであろう、こういう見通しの答弁を実は承つたのであります。一日も早く国民の輿論が現実できるように希望申し上げたいのであります。

○池田國務大臣 川野さんに申し上げますが、密造取締りについて、業者から寄附を求めるということは絶対にないのではありません。川野さんも酒造家として御関係であります。私はそういうことはすべきものではないと考えております。ほかの方面にも誤解があるようですから、この機会に寄附はさせていないことを申し上げておきます。密造取締りに警察官あるいはM.P.の援助を受けるということも知っております。しかし制度上警察官に応援を求めるからといって、予算を出すことはいかぬのであります。今後そういう予算はとれないのであります。これは繰返して申し上げますが、特別に人員をふやせば別であります。私の心構えとしては、やりくりでかなりの効果を上げ得ると思つておるのであります。少い人員でやりくりしまして、今後密造取締りをやらして行きたいと考えております。

○川野委員 実はたゞいまの大臣の御答弁を承りまして、非常に心強く感じたのであります。どうか大臣名をもつて地方税務署等に、絶対寄附を受くべからずという通牒を出していただきたくと思ひます。しからざれば昨年のごとく、相当額の寄附強要というわけではあります。ある程度のなぞをかかけられまして、業者は泣く泣く出しておる。こういうことが行われておりますので、どうかそういう通牒を出していただくたいと存じます。さらに実際問題といたしまして、警察官が密造取締りの応援に出るわけであり。警察官がその報酬を求めるというわけではございませんが、ある時期においては慰勞会をやつておる。こういう実情にかんがみまして、私は実情を披瀝いたしましたのであります。大臣の御答弁の通り、事務のやりくり等で上げ得られるならば、私は何をか言わんやでございます。どうか密造取締りは積極的にやつていただいて、効果の上るようなことをやつていただきたい。こういうことを希望申し上げまして、私の御質問を終ります。

○夏堀委員 本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和二十五年七月二十九日印刷

昭和二十五年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所